

令和4年6月13日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 環境技術開発センター
環境保全部 廃棄物管理課

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所の特定廃棄物管理施設
定期事業者検査の開始報告について

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 小口 正範

2. 事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

対象及び方法 添付資料「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査計画」に示す。
期 日 令和4年6月15日～令和5年3月31日

4. 検査の実績又は予定の概要

大洗研究所の特定廃棄物管理施設の施設定期検査（第18回）は、平成26年12月1日から開始し、令和2年4月1日からは、原子炉等規制法の改正に伴い定期事業者検査へ移行している。

施設定期検査では、継続的に機能維持を要する設備について、毎年定期的に検査を実施し、定期事業者検査においてもこれらの機能維持に係る検査を継続的に実施する。

なお、平成25年12月に改正された原子炉等規制法（新規制基準）への適合性に係る廃棄物管理事業変更許可申請は、平成30年8月22日に許可を得ている。

現在、許可に基づく工事のため、設計及び工事の計画の認可申請及び使用前事業者検査申請を進めており、今後、必要な使用前事業者検査を実施すると共に、施設全般に係る検査を実施する予定である。

なお、令和3年度の定期事業者検査において、定期事業者検査成績書における所見及び処置すべき事項はなかった。

添付資料

添付資料 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理
施設 令和4年度定期事業者検査計画

参考資料

令和4年度 廃棄物管理施設 施設管理実施計画

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査計画

管 理 規 則 ※1	特定廃棄物管理 施設の性能に係る 技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書 番 号 ※4	予定時期	備 考
第9条 第1号	計測制御系統施設 (第19条)	計測制御系 統施設	廃液貯槽Ⅰ計測設備 廃液貯槽Ⅱ計測設備 廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備 処理済廃液貯槽計測設備 排水監視設備計測設備 セメント固化装置計測設備	警報検査（液位異常上昇） 警報検査（漏えい検知）	A-001	令和4年9月	
			β ・ γ 焼却装置温度計測制御設備※3 β ・ γ 焼却装置圧力計測制御設備※3 α 焼却装置温度計測制御設備 α 焼却装置圧力計測制御設備	警報検査（温度異常高、炉内負圧低下）	A-002	令和4年 7月～8月 令和5年3月	β ・ γ 焼却装置温 度計測制御設備及 び β ・ γ 焼却装置 圧力計測制御設備 においては、保安 記録確認検査によ り実施状況を確認
			β ・ γ 封入設備圧力計測制御設備 β ・ γ 貯蔵セル圧力計測制御設備 α ホール設備圧力計測制御設備 α 封入設備圧力計測制御設備	警報検査（セル内負圧低下） 機能検査	A-003	令和4年7月 令和4年9月	機能検査につい ては、 β ・ γ 封入設 備圧力計測制御設 備及び β ・ γ 貯蔵 セル圧力計測制御 設備が対象
			管理機械棟集中監視設備 警備所大洗研究所主警報盤	警報検査（作動・表示）	A-004	令和4年8月	
			セメント固化装置計測設備	機能検査（インターロックに係る検査）	A-005	令和4年9月	
第9条 第2号	処理施設及び廃棄 施設（第16条）	廃棄物管理 設備本体の 処理施設	化学処理装置※3	処理能力検査	B-001	令和5年3月	保安記録確認検査 により実施状況を 確認
			廃液蒸発装置Ⅰ	処理能力検査	B-002	令和4年7月	
			廃液蒸発装置Ⅱ	処理能力検査	B-003	令和4年7月	
			セメント固化装置	処理能力検査	B-013	令和4年9月	
			β ・ γ 圧縮装置Ⅰ	処理能力検査	B-004	令和4年8月	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査計画

管理規則 ※1	特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書番号 ※4	予定時期	備考
第9条 第2号	処理施設及び廃棄施設（第16条）	廃棄物管理設備本体の処理施設	β ・ γ 圧縮装置Ⅱ	処理能力検査	B-005	令和4年8月	
			β ・ γ 焼却装置※3	処理能力検査	B-006	令和5年3月	保安記録確認検査により実施状況を確認
			β ・ γ 封入設備	処理能力検査	B-007	令和4年9月	
			α 焼却装置	処理能力検査	B-008	令和4年10月	
			α ホール設備	処理能力検査	B-009	令和4年10月	
			α 封入設備	処理能力検査	B-010	令和4年9月	
	換気（第13条） 処理施設及び廃棄施設（第16条）	その他廃棄物管理設備の附属施設	管理区域系排気設備	処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011	令和4年 7月～9月	
			セル系排気設備	処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-012	令和4年 7月～9月	
第9条 第3号	放射線管理施設（第20条）	放射線管理施設	排気モニタリング設備	警報検査	C-002	令和4年7月	エリアモニタにおいては、保全重要度の見直し※5に伴い、保安記録確認検査へ移行
第9条 第5号	閉じ込めの機能（第11条） 換気（第13条） 計測制御系統施設（第19条）	廃棄物管理設備本体の処理施設	β ・ γ 焼却装置※3 α 焼却装置	負圧確認検査（焼却炉内、廃棄物分類用ボックス内及び灰出しボックス内負圧）	E-001	令和4年10月 令和5年3月	β ・ γ 焼却装置においては、保安記録確認検査により実施状況を確認
		その他廃棄物管理設備の附属施設	セル系排気設備	負圧確認検査（セル内等負圧）	E-002	令和4年 6月～7月 令和4年9月	
		廃棄物管理設備本体の処理施設	α 焼却装置	作動検査（運転切替）	E-003	令和4年 6月～8月	
		その他廃棄物管理設備の附属施設	α ホール排気設備				
		管理区域系排気設備、セル系排気設備	作動検査（ダンプの閉止確認）	E-004	令和4年 6月～7月		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査計画

管 理 規 則 ※1	特定廃棄物管理 施設の性能に係る 技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書 番 号 ※4	予定時期	備 考
第9条 第5号	閉じ込めの機能 (第11条) 換気(第13条) 計測制御系統施設 (第19条)	放射性廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽Ⅱ β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ α一時格納庫	排気確認検査	E-005	令和4年 7月～8月	
		廃棄物管理 設備本体の 処理施設	化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ β・γ圧縮装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅱ β・γ焼却装置 セメント固化装置	排気確認検査	E-006	令和4年 7月～8月	
	閉じ込めの機能 (第11条) 計測制御系統施設 (第19条)		廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ	漏えい検査(目視確認及び検知器不作動)	E-007	令和4年7月	
第22条 第2号	計測制御系統施設 (第19条)	計測制御系統施設	β・γ焼却装置温度計測制御設備※3 β・γ焼却装置圧力計測制御設備※3 α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備	作動検査(安全制御機能作動検査)	F-001	令和4年10月 令和5年3月	β・γ焼却装置温度計測制御設備及びβ・γ焼却装置圧力計測制御設備においては、保安記録確認検査により実施状況を確認
	閉じ込めの機能 (第11条)	廃棄物管理 設備本体の 処理施設	化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ 排水監視設備	作動検査(漏えい検知)	F-002	令和4年7月	
		その他廃棄物 管理設備 の附属施設	α固体処理棟廃液予備処理装置 β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽	作動検査(液位異常上昇検知) 作動検査(漏えい検知)	F-003	令和4年 7月～10月	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査計画

管理規則 ※1	特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書番号 ※4	予定時期	備考
第22条 第2号	閉じ込めの機能 (第11条)	放射性廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽 I	作動検査 (漏えい検知)	F-004	令和4年8月	
			β ・ γ 貯蔵セルセル内クレーン	作動検査 (クレーン作動)	F-005	令和4年8月	
	搬送設備 (第18条)	廃棄物管理設備本体の処理施設	β ・ γ 封入設備セル内クレーン	作動検査 (クレーン作動)	F-006	令和4年 8月～9月	
			α ホール設備セル内クレーン				
			α 封入設備セル内クレーン				
	閉じ込めの機能 (第11条)	廃棄物管理設備本体の管理施設	固体集積保管場II荷役設備	作動検査 (クレーン作動)	F-007	令和4年 8月～9月	
			固体集積保管場III荷役設備				
α 固体貯蔵施設荷役設備							
火災等による損傷の防止 (第3条)	廃棄物管理設備本体の管理施設	α 固体貯蔵施設貯蔵孔内空気サンプリング設備	作動検査 (空気サンプリング設備作動)	F-008	令和4年7月		
			消防設備	保安記録確認検査 (消火設備)	F-009	令和4年 6月15日	
保安記録確認検査 (自動火災報知設備)							
安全機能を有する施設 (第17条) 予備電源 (第21条) 通信連絡設備 (第22条)	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備 (敷地内の通信連絡設備 (構内一斉放送設備)、大洗研究所外通信連絡設備、大洗研究所内通信連絡設備)	性能検査	F-010	令和4年 11月～12月		
—	—	—	廃棄物管理施設の保安活動	保安記録確認検査 (保安活動)	G-001	令和5年3月	

※1 : 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 平成25年6月28日原子力規制委員会規則第4号

※2 : 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則 平成25年12月6日原子力規制委員会規則第33号

※3 : 特別な保全計画に基づく保全実施対象

※4 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 原子力施設検査室長策定

※5 : 前年度実施した管理規則第9条第3号及び第4号に係る要領書番号C-001、D-001、D-002、D-003の各検査においては、保全重要度の見直しに伴い、保安記録確認検査へ移行

令和 4 年度
 廃棄物管理施設 施設管理実施計画

承認	同意	確認	策定		
環境保全部長	廃棄物取扱 主任者	放射線 管理部長	減容処理施設 準備室長	放射線管理 第2課長	廃棄物管理 課長

【改定履歴】

制定 : 制定日 令和 4 年 6 月 6 日 施行日 令和 4 年 6 月 15 日
 改定 : 改定日 令和 年 月 日 施行日 令和 年 月 日
 理由

(通知先 : 放射線管理第 2 課長)

(目的)

第1条 本計画は、廃棄物管理施設の施設管理に当たり、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「廃棄物管理規則」という。)第29条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

なお、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設の内、固体廃棄物減容処理施設以外の施設を管理し、減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを確認する。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、廃棄物管理施設保安規定(以下「保安規定」という。)第13条の2(品質マネジメント計画)「7.1 業務の計画」に基づき、毎年度、当該年度に先立ち、「業務の計画」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。施設管理実施計画の始期は定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前の日までとする。

2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、前項の計画の作成は「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書(QS-P08)」及び環境保全部の品質マネジメント要領(以下「環境保全部QA要領」という。)のうち「業務の計画の管理要領(環境-QAS-01-05)」(放射線管理第2課長においては、品質マネジメントに関わる管理要領書(放射線管理部品質マネジメント管理要領書(以下「放射線管理部QA要領」という。))とする。)に基づき行うとともに、必要な手続きを実施する。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、保安規定第102条(修理及び改造)に係る廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)の修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、環境保全部QA要領のうち「廃棄物管理施設における設計・開発管理要領(廃管-QAM-05)」に従い、また、「保守管理要領(廃管-QAM-12)」「2.4.修理及び改造」(放射線管理第2課長においては、放射線管理部QA要領とする。)の定めにより「修理及び改造計画書」を作成し、それに基づき、業務を実施する。

減容処理施設準備室長は、保安規定第102条(修理及び改造)に係る固体廃棄物減容処理施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、「環境保全部における業務の管理要領(環境-QAM-09)」、「廃棄物管理施設の建設段階における設計・開発管理要領(OWTF-QAM-05)」に従い業務を実施する。

2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)の修理及び改造、若しくは設備の新設が保安規定第102条の2(使用前事業者検査)に該当するときは、環境保全部QA要領のうち「廃棄物管理施設における検査及び試験の管理要領(廃管-QAM-08)」(放射線管理第2課長においては、放射線管理部QA要領とする。)に基づき、必要な手続きを行う。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の修理及び改造、若しくは設備の新設が保安規定第102条の2(使用前事業者検査)に該当するときは、環境保全部QA要領のうち「廃

棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領（OWTF-QAM-08）」に基づき、必要な手続きを行う。

- 3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、第1項及び前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）」並びに環境保全部 QA 要領のうち「廃棄物管理施設における検査及び試験の管理要領（廃管-QAM-08）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な手続きを行う。

減容処理施設準備室長は、第1項及び第2項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）」並びに環境保全部 QA 要領のうち「廃棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領（OWTF-QAM-08）」に基づき、必要な手続きを行う。

（第4号ハ 廃棄物管理施設の保全のために実施する巡視）

第4条 廃棄物管理課長は、保安規定第19条（放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視）に基づき、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）の保安のための巡視を行う。

2 放射線管理第2課長は、放射線管理部 QA 要領に基づき、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）の保安のための巡視を行う。

3 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の保安のための巡視を行う。

4 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、第1項から第3項の巡視の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び環境保全部 QA 要領のうち「業務の計画の管理要領（環境-QAS-01-05）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な手続きを行う。

（第4号ニ 点検等の方法、実施頻度及び時期）

第5条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、廃棄物管理施設について、保安規定第99条の3（施設管理実施計画等の策定）第2項の定めにより、当該施設の点検等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」（添付資料1及び添付資料2並びに添付資料3）及び廃棄物管理施設の設備・設備が有すべき性能について「定期事業者検査要否整理表」（添付資料4及び添付資料5並びに添付資料6）（以下「保全計画」という。）を作成する。

なお、廃棄物管理施設のうち固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）の受検中である。そのため、使用前検査（使用前事業者検査）を受検し合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを確認するために、事後保全における自主的な点検（外観確認）を実施する。

2 前項の保全計画に記載する点検等の方法については、これらの手順を示した要領書等による。また、点検等の実施頻度及び時期については、第2条の「業務の計画」の記載に代えることができる。

3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検等の実施に当たっては、保安規定第99条の4（保全活動の実施）、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）」並びに環境保全部 QA 要領のうち「廃棄物管理施設における監視機器及び測定器の管理要領（廃管-QAM-07）」、「廃棄物管理施設における検査及び試験の管理要

領（廃管-QAM-08）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な手続きを行う。

減容処理施設準備室長は、前項の点検等の実施に当たっては、保安規定第99条の4（保全活動の実施）、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）」並びに環境保全部 QA 要領のうち「廃棄物管理施設の建設段階における監視機器及び測定器の管理要領（OWTF-QAM-07）」、「廃棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領（OWTF-QAM-08）」に基づき、必要な手続きを行う。

- 4 前項の検査の実施に当たっては、保安規定第10条（独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保）及び「大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則（大洗 QAM-41）」の定めにより、検査の独立性を確保する。

（第4号ホ 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置）

第6条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、廃棄物管理施設について、第3条の工事及び第5条の点検等を実施する際、保安の確保のために措置を講ずる必要がある場合は、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び環境保全部 QA 要領のうち「業務の計画の管理要領（環境-QAS-01-05）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な措置を講ずる。

（第4号ヘ 設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法）

第7条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視の結果及び第5条の点検等の結果について、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）及び環境保全部 QA 要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、確認及び評価を行う。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視の結果及び第5条の点検等の結果について、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）に基づき、確認及び評価を行う。

- 2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認及び評価に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び環境保全部 QA 要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な手続きを行う。

減容処理施設準備室長は、前項の確認及び評価に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」に基づき、必要な手続きを行う。

（第4号ト 前条の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置）

第8条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）について、前条の確認及び評価の結果を踏まえ、実施すべき処置が必要と認める場合は、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）及び環境保全部 QA 要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な改善を行う。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設について、前条の確認及び評価の結果を踏

まえ、実施すべき処置が必要と認める場合は、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）に基づき、必要な改善を行う。

- 2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、前項の改善の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）」に基づき、必要な手続きを行う。

（第4号子 施設管理に関する記録）

第9条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、「大洗研究所文書及び記録の管理要領（大洗 QAM-01）」及び環境保全部 QA 要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）の定めにより管理する。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、「大洗研究所文書及び記録の管理要領（大洗 QAM-01）」の定めにより管理する。

添付資料

- 添付資料1 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表
- 添付資料2 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表（放射線管理第2課）
- 添付資料3 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表
- 添付資料4 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表
- 添付資料5 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）
- 添付資料6 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※ 一部故障後交換あり

※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	保全対象設備機器			供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項) ●立会確認、○抜き確認、○記録確認、△保安記録確認	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、◎使用手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修			更新計画
			スラッジ貯槽	○低	時間※	●作動検査（漏えい検知）	F-002※※	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			廃液貯留施設1汚染 検査室マンホール	○低	時間※	●作動検査（漏えい検知）	F-002※※	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			廃液貯留施設1 No.2 貯槽北側マンホール	○低	時間※	●作動検査（漏えい検知）	F-002※※	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			分析フード	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例、日次	廃-001				廃棄物管理課
			環、ビット	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例	廃-001				廃棄物管理課
			廃液蒸発装置1			各小項目（機 器）において 定める。	B-002※※ E-006※※ E-007※※	各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課
			塔槽類										
			蒸気室	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			濃縮液受槽	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			凝縮液サージタンク	○低	事後			(△年次、日次)	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			消泡剤貯槽	○低	事後			(△年次)	廃-001				廃棄物管理課
			エアブラチャンバ	○低	事後			(△年次)	液-001				廃棄物管理課
			給液予熱器	○低	事後			(△年次、日次)	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			ベント復水器	○低	事後			(△年次、日次)	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			カランドリア	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			補助加熱器	○低	事後			(△年次)	液-001				廃棄物管理課
			補助冷却器	○低	事後			(△年次、日次)	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			配管類（弁を含む）	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、月例、日次	廃-001 廃-006 液-001				廃棄物管理課
			蒸気系配管安全弁	○低	事後			(△年次)	液-103				廃棄物管理課
			ポンプ類										
			強制循環ポンプ	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	廃-001 液-001 液-101				廃棄物管理課
			強制循環ポンプ軸封水 循環ポンプ	○低	事後			(△年次)	液-001 液-101				廃棄物管理課
			強制循環ポンプ無段変 速機補助オイルポンプ	○低	事後			(△年次)	液-001 液-101				廃棄物管理課
			濃縮液排出ポンプ	○低	事後			(△年次)	液-001 液-101				廃棄物管理課
			濃縮液排出ポンプ軸封水 循環ポンプ	○低	事後			(△年次)	液-001 液-101				廃棄物管理課
			凝縮液ポンプ	○低	事後			(△年次)	液-001 液-101				廃棄物管理課
			蒸気圧縮機	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	廃-001 液-001 液-101				廃棄物管理課
			蒸気圧縮機用潤滑油 ポンプ	○低	事後			(△年次)	液-001 液-101				廃棄物管理課
			ビット	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例	廃-001				廃棄物管理課
			廃液蒸発装置1制御盤	○低	事後			(△年次)	液-101				廃棄物管理課
			低圧制御盤	○低	事後			(△年次)	液-101				廃棄物管理課
			高圧盤（蒸気圧縮機）	○低	事後			(△年次)	液-101				廃棄物管理課
			工業計器										
			給液流量	○低	事後			(△年次)	液-101				廃棄物管理課
			蒸発缶液位	○低	事後			(△年次)	液-101				廃棄物管理課
			凝縮液サージタンク 液位	○低	事後			(△年次)	液-101				廃棄物管理課
			濃縮液受槽液位	○低	事後			(△年次)	液-101				廃棄物管理課
			蒸気室圧力	○低	事後			(△年次)	液-101				廃棄物管理課
			ベント復水器ベント 出口圧力	○低	事後			(△年次)	液-101				廃棄物管理課
			蒸気圧縮機圧縮比	○低	事後			(△年次)	液-101				廃棄物管理課
			加熱蒸気圧力	○低	事後			(△年次)	液-101				廃棄物管理課
			漏えい検知器										
			廃液蒸発装置1ビット	○低	時間※	●作動検査（漏えい検知）	F-002※※	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			連絡通路トレンチ	○低	時間※	●作動検査（漏えい検知）	F-002※※	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			廃液処理棟-廃液貯留 施設1間マンホール	○低	時間※	●作動検査（漏えい検知）	F-002※※	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課
			廃液貯留施設1処理済 廃液貯槽北側マンホール	○低	時間※	●作動検査（漏えい検知）	F-002※※	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※ 一部故障後交換あり

※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） ●立会確認、○抜取確認、○記録確認、△保安記録確認	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (○保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新計画		
廃液蒸発装置Ⅱ		廃液貯留施設Ⅰ No.5 貯槽北側マンホール	○低	時間	●作動検査（漏えい検知）	F-002	△年次、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
			各小項目（機 器）において 定める。		●処理能力検査 ●排気確認検査 ●漏えい検査（目視確認及び検知器不作動）	B-003 E-006 E-007		各小項目（機器）において定める。					
		塔槽類											
		蒸発缶	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
		充填塔	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
		濃縮液受槽	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
		硝酸貯槽	○低	事後			(△年次)	液-001					廃棄物管理課
		サイクロン	○低	事後			(△年次)	液-001					廃棄物管理課
		ヘッドポット	○低	事後			(△年次)	液-001					廃棄物管理課
		水エゼクター循環水槽	○低	事後			(△年次)	液-001					廃棄物管理課
		凝縮液貯槽	○低	事後			(△年次)	液-001					廃棄物管理課
		消泡剤貯槽	○低	事後			(△年次)	液-001					廃棄物管理課
		冷却塔水槽	○低	事後			(△年次)	液-001					廃棄物管理課
		凝縮器（2基）	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
		配管類	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
		ポンプ類											
		硝酸貯槽用攪拌機	○低	事後			(△年次)	液-001 液-102					廃棄物管理課
		冷却塔ファン	○低	事後			(△年次)	液-001 液-102					廃棄物管理課
		凝縮液ポンプ	○低	事後			(△年次)	液-001 液-102					廃棄物管理課
		硝酸ポンプ	○低	事後			(△年次)	液-001 液-102					廃棄物管理課
		冷却水ポンプ	○低	事後			(△年次)	液-001 液-102					廃棄物管理課
		エゼクターポンプ	○低	事後			(△年次)	液-102					廃棄物管理課
		廃液蒸発装置Ⅱ動力盤	○低	事後			(△年次)	液-102					廃棄物管理課
		工業計器											
		蒸発缶液位	○低	事後			(△年次)	液-102					廃棄物管理課
		濃縮液受槽液位	○低	事後			(△年次)	液-102					廃棄物管理課
		凝縮液貯槽液位	○低	事後			(△年次)	液-102					廃棄物管理課
		給液流量計	○低	事後			(△年次)	液-102					廃棄物管理課
		蒸発管内圧力	○低	事後			(△年次)	液-102					廃棄物管理課
		蒸発管内蒸気圧力	○低	事後			(△年次)	液-102					廃棄物管理課
		周囲壁内圧	○低	事後			(△年次)	液-102					廃棄物管理課
		温度記録計	○低	事後			(△年次)	液-102					廃棄物管理課
		漏えい検知器											
		周囲壁	○低	時間	●作動検査（漏えい検知）	F-002	△年次、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
		配管トレンチ	○低	時間	●作動検査（漏えい検知）	F-002	△年次、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
		凝縮液貯槽室ビット	○低	時間	●作動検査（漏えい検知）	F-002	△年次、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
		周囲壁	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、日次	廃-001					廃棄物管理課
		堰、ビット	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-001					廃棄物管理課
		セメント固化装置											
		各小項目（機 器）において 定める。			●処理能力検査 ●排気確認検査	B-013 E-006		各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課
		塔槽類											
		凍結再融解槽 (A槽、B槽)	○低	時間	△巡視点検記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
		スラッジ槽	○低	時間	△巡視点検記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
		濃縮液槽	○低	時間	△巡視点検記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
		薬液供給ポット	○低	事後			(△年次)	液-001					廃棄物管理課
		温ブライントラック	○低	事後			(△年次、日次)	液-001 液-001					廃棄物管理課
		冷ブライントラック	○低	事後			(△年次、日次)	液-001 液-001					廃棄物管理課
		サンプリングボックス	○低	事後			(△年次、日次)	液-001 液-001					廃棄物管理課
		セメントホッパ	○低	事後			(△年次、日次)	液-001 液-001					廃棄物管理課
		共通架台	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△日次	廃-001					廃棄物管理課

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

※一部故障後交換あり ※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） (●立会確認、○採取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号		
															点検補修	更新計画
本文4 A 水 計測制御系統施設の設備（以下「水」という。） (1) 主要な工程計装設備の種類 (2) 主要な工程計装設備及び機器の種類			配管類（弁を含む）	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、月例、日次	廃-001 液-006 液-001				廃棄物管理課			
			ポンプ類													
			スラッジポンプ	○低	事後					(△年次)	液-001 液-102				廃棄物管理課	
			スラッジ貯槽ポンプ	○低	事後					(△年次)	液-001 液-102				廃棄物管理課	
			濃縮液ポンプ	○低	事後					(△年次)	液-001 液-102				廃棄物管理課	
			セメントフィーダ	○低	事後					(△年次)	液-001 液-102				廃棄物管理課	
			混練機攪拌機	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	廃-001 液-001 液-102						廃棄物管理課	
			スラッジ槽攪拌機	○低	事後					(△年次)	液-001 液-102				廃棄物管理課	
			温ブラインポンプ	○低	事後					(△年次)	液-001 液-102				廃棄物管理課	
			冷ブラインポンプ	○低	事後					(△年次)	液-001 液-102				廃棄物管理課	
			混練機昇降機	○低	事後					(△年次)	液-102				廃棄物管理課	
			ブラインチリングユニット	○低	事後					(△年次)	液-102				廃棄物管理課	
			ブラインヒータ	○低	事後					(△年次)	液-102				廃棄物管理課	
			電源盤	○低	事後					(△年次)	液-102				廃棄物管理課	
			工業計器													
			スラッジ流量	○低	事後					(△年次)	液-102				廃棄物管理課	
			凍結再融解槽温度(A槽、B槽)	○低	事後					(△年次)	液-102				廃棄物管理課	
			混練機攪拌機回転数	○低	事後					(△年次)	液-102				廃棄物管理課	
			セメントフィーダ回転数	○低	事後					(△年次)	液-102				廃棄物管理課	
			混練機圧力	○低	事後					(△年次)	液-102				廃棄物管理課	
混練機攪拌機高さ	○低	事後					(△年次)	液-102				廃棄物管理課				
環、ビット	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例、日次	廃-001						廃棄物管理課				
本文4 A 水 計測制御系統施設の設備（以下「水」という。） (1) 主要な工程計装設備の種類 (2) 主要な工程計装設備及び機器の種類	計測制御系統施設	液位等に係る計測設備	セメント固化装置計測設備													
液位計																
スラッジ槽			○低	時間※	●警報検査（液位異常上昇）	A-001※※	○月例 △年次	環-002 液-102						廃棄物管理課		
濃縮液槽			○低	時間※	●警報検査（液位異常上昇）	A-001※※	○月例 △年次	環-002 液-102						廃棄物管理課		
本文4 A ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備（以下「ト」という。） (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (2) 気体廃棄物の廃棄施設の主要な設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	漏えい検知器	○低	時間※	●警報検査（漏えい検知）	A-001※※	○月例	環-002				廃棄物管理課			
			ビット内	○低	時間※	●警報検査（漏えい検知）	A-001※※	○月例	環-002				廃棄物管理課			
			環内	○低	時間※	●警報検査（漏えい検知）	A-001※※	○月例	環-002				廃棄物管理課			
			各小項目（機器）において定める。			●処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011※※	各小項目（機器）において定める。						廃棄物管理課		
本文4 A ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備（以下「ト」という。） (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (2) 気体廃棄物の廃棄施設の主要な設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	建家換気系送風機	○低	事後			(△年次)	液-001				廃棄物管理課			
			排風機（3基）	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次	液-001				廃棄物管理課			
			排気浄化装置（3基）	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課			
			ダクト	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例、四半期、日次	廃-001				廃棄物管理課			
			空気作動式ダンパ													
			建家換気系	○低	時間※	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004※※	△年次、月例、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課		
			周囲換気系	○低	時間※	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004※※	△年次、月例、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課		
			分析フード系	○低	時間※	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004※※	△年次、月例、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課		
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備	動力計装盤	○低	事後			(△年次)	液-001				廃棄物管理課			
火災報知器			○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半年（法定消防設備点検）					廃棄物管理課				
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	消火設備	消火器	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半年（法定消防設備点検）					要領書索引番号について、令和3年度においては「F-009」としていたが、令和4年度からは「F-009」に含めた（但し、同様のものについては「※※※※※」とする。）。 廃棄物管理課			
添付書類五 変更後における廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書 3. 建家 3.3 主要な建家 (1) 廃液処理機	廃棄物管理施設用廃液貯槽	建物	躯体（建家）	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△日次	廃-001				廃棄物管理課			
			管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例	廃-001				廃棄物管理課			
			環	○低	事後				(△月例)	廃-001				廃棄物管理課		

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※ 一部故障後交換あり

※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書記載事項	保全対象設備機器			供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室				
	大項目（施設）	中項目（設備）	小項目（機器）	保全重要度	保全方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） ●立金確認、○採取確認、○記録確認、△保安記録確認	要領書索引番号	点検頻度 （ ）付きは、事後保全における自主的な点検 （○保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等）	要領書索引番号	点検補修			更新計画	要領書索引番号		
本文4 A ホ (1) 主要な工程計装設備の種類 (2) 主要な工程計装設備及び機器の種類	計測制御系統施設	廃棄物管理施設用廃液貯槽	液位計													
			廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備貯槽No.1	○低	時間※	●警報検査（液位異常上昇）	A-001※※	○月例 △年次		環-002 液-001 液-102					廃棄物管理課	
			廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備貯槽No.2	○低	時間※	●警報検査（液位異常上昇）	A-001※※	△年次		液-001 液-102						廃棄物管理課
			漏えい検知器													
本文4 A ト (1) 構造 (2) 液体廃棄物の処理施設 (3) 液体廃棄物の処理施設 の主要な設備	液体廃棄物の廃棄施設	廃棄物管理施設用廃液貯槽	貯槽（2基）	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次		廃-001 液-001					廃棄物管理課	
			配管類（弁を含む）	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、月例、日次		廃-001 廃-006 液-001					廃棄物管理課	
			排水ポンプ（2基）	○低	事後				(△年次、日次)	廃-001 液-001 液-102						廃棄物管理課
			動力制御監視盤	○低	事後				(△年次、日次)	廃-001 液-102						廃棄物管理課
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	消火設備	消火器	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課	
			排水監視施設													
			建物	躯体（建家）	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△日次		廃-001					廃棄物管理課
			管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例		廃-001						廃棄物管理課
本文4 A ハ (1) 処理施設 (2) 液体廃棄物の処理施設 (3) 液体廃棄物の処理施設 の主要な設備	液体廃棄物の処理施設	排水監視設備	貯槽	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次		廃-001 液-001					廃棄物管理課	
			排水監視設備攪拌機（2基）	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次		液-001 液-102					廃棄物管理課	
			排水監視設備排水ポンプ（2基）	○低	事後				(△年次、日次)	廃-001 液-001 液-102					廃棄物管理課	
			主要配管（弁を含む）	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、月例、日次		廃-001 廃-006 液-001					廃棄物管理課	
本文4 A 八 (1) 処理施設 (2) 固体廃棄物の処理施設 (3) 固体廃棄物の処理施設 を収容する建家	固体廃棄物の処理施設	β・γ圧縮装置	各小項目（機器）において定める。			●処理能力検査 ●排気確認検査	B-004※※ E-006※※			各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課	
			圧縮機	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次		固1-001					廃棄物管理課	
			分類用ボックス	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次		固1-001					廃棄物管理課	
			油圧ユニット（配管含む）	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次		固1-001					廃棄物管理課	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※一部故障後交換あり

※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	保全対象設備機器			供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） ●立会確認、◎後取確認、○記録確認、△保安記録確認	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (○保安規定、◎使用手引等、△課長決定文書等)	要領書 索引番号	点検補修			更新計画	要領書 索引番号		
本文4 A ト (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 (ii) 気体廃棄物の廃棄施設の 主要な設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	排気ブロウ	○低	事後			(△年次)	固1-001				廃棄物管理課			
			操作盤	○低	事後			(△年次)	廃-006 固1-001				廃棄物管理課			
			動力盤	○低	事後			(△年次)	廃-006 固1-001				廃棄物管理課			
			工業計器													
			分類ボックス内負圧	○低	事後			(△年次)	固1-106					廃棄物管理課		
			各小項目（機 器）において 定める。					●処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011※※	各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課	
			パッケージ空調機	○低	事後					(△日次)	廃-002				廃棄物管理課	
			排風機	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	固-002 固1-001						廃棄物管理課	
			排気浄化装置	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	固-002 固1-001						廃棄物管理課	
			排気ダクト	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例、四半期、日次	廃-002						廃棄物管理課	
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備 消火設備	火災報知器	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）					廃棄物管理課			
			消火器	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）						廃棄物管理課		
			β・γ固体処理棟Ⅱ													
			建物													
			絶体（建築）	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△日次	廃-002					廃棄物管理課		
			管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例	廃-002					廃棄物管理課		
			天井走行ホイスクレーン (1.0t)	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例	機-113 機-002						廃棄物管理課	
			β・γ固体処理棟Ⅱ													
			各小項目（機 器）において 定める。					●処理能力検査 ●排気確認検査	B-005※※ E-006※※	各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課	
			本文4 A ハ (1) 処理施設 (i) 構造 (ii) 固体廃棄物の処理施設の 主要な設備	固体廃棄物の処理施設	β・γ圧縮装置Ⅱ	圧縮機	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次	固1-001				廃棄物管理課
分類用ボックス	○低	時間※				△点検記録確認	G-001※※	△年次	固1-001				廃棄物管理課			
フィルタ破砕機	○低	時間※				△点検記録確認	G-001※※	△年次	固1-001				廃棄物管理課			
油圧ユニット（配管含む）	○低	時間※				△点検記録確認	G-001※※	△年次	固1-001				廃棄物管理課			
脱水機	○低	事後												廃棄物管理課		
除塵機器等（β・γ圧縮装 置Ⅱ排気設備）																
排気浄化装置	○低	時間※				△点検記録確認	G-001※※	△年次	固1-001					廃棄物管理課		
排気ブロウ	○低	時間※				△点検記録確認	G-001※※	△年次	固1-001					廃棄物管理課		
ダクト	○低	時間※				△巡視記録確認	G-001※※	△月例	廃-002					廃棄物管理課		
操作盤	○低	事後								(△年次)	廃-006 固1-001				廃棄物管理課	
本文4 A 二 放射性廃棄物の受入れ施設 の構造及び設備（以下「二」 という。） b) 固体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 (ii) 固体廃棄物の受入れ施設 の主要な設備	固体廃棄物の受入れ施設	β・γ一時格納庫Ⅱ	動力盤	○低	事後			(△年次)	廃-006 固1-001				廃棄物管理課			
			工業計器													
			分類用ボックス内負圧	○低	事後			(△年次)	固1-106					廃棄物管理課		
			各小項目（機 器）において 定める。					●排気確認検査	E-005※※	各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課	
			ビット	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例	廃-002					廃棄物管理課		
			動力盤（天井クレーン用）	○低	事後					(△年次)	機-113				廃棄物管理課	
			β・γ固体処理棟Ⅱ													
			各小項目（機 器）において 定める。					●処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011※※	各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課	
			本文4 A ト (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 (ii) 気体廃棄物の廃棄施設の 主要な設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	送風機	○低	事後			(△年次、日次)	廃-002 廃-006 固1-001				廃棄物管理課
						排風機（2基）	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	廃-002 廃-006 固1-001				廃棄物管理課
排気浄化装置（2基）	○低	時間※				△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	廃-002 固1-001				廃棄物管理課			
排気ダクト	○低	時間※				△巡視記録確認	G-001※※	△月例、四半期、日次	廃-002					廃棄物管理課		
空気が動ダンバ																
β・γ固体処理棟Ⅱ排気 設備	○低	時間※				●作動検査（ダンバの閉止確認）	E-004※※	△年次、月例、日次	廃-002 固1-001					廃棄物管理課		
動力盤	○低	事後								(△年次、日次)	廃-002 廃-006 固1-001				廃棄物管理課	
β・γ固体処理棟Ⅱ																
消防設備																
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備 消火設備				火災報知器	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）					廃棄物管理課
			消火器	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）						廃棄物管理課		

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※一部故障後交換あり ※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書記載事項	保全対象設備機器				供用稼働（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室		
	大項目（施設）	中項目（設備）	小項目（機器）	保全重要度	保全方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） ●立会確認、○抜取確認、○記録確認、△保安記録確認	要領書索引番号	点検頻度 （ ）付きは、事後保全における自主的な点検 ○保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等	要領書索引番号	点検補修	更新計画			要領書索引番号	
本文4 A ハ (1) 処理施設 (b) 固体廃棄物の処理施設 (i) 構造 (i) 固体廃棄物の処理施設を収容する建築	β・γ固体処理棟III	建物	躯体（建築）	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△日次	廃-002				廃棄物管理課		
			管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	機-002				廃棄物管理課		
			天井走行ホイストクレーン（2.0t）	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例	機-113 機-002				廃棄物管理課		
			天井走行ホイストクレーン（5.0t）	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例	機-113 機-002				廃棄物管理課		
			β・γ焼却装置	各小項目（機器）において定める。	△処理能力検査 △負圧確認検査（焼却炉内圧力）	B-006 E-001	各小項目（機器）において定める。							処理能力検査及び負圧確認検査（焼却炉内圧力）については、特別な保全計画に基づき保全を実施しているため、保安記録確認検査による実施状況の確認を行う。	廃棄物管理課
本文4 A ハ (1) 処理施設 (b) 固体廃棄物の処理施設 (i) 構造 (ii) 固体廃棄物の処理施設の主要な設備	固体廃棄物の処理施設	β・γ焼却装置	炉本体	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001				廃棄物管理課		
			空気予熱器	○低	事後	△点検記録確認	G-001	（△年次）	固1-001				※※※	廃棄物管理課	
			コンベア類	○低	事後	△点検記録確認	G-001	（△年次）	固1-001				※※※	廃棄物管理課	
			焼却灰冷却ボックス	○低	事後	△点検記録確認	G-001	（△年次）	固1-001					廃棄物管理課	
			除塵機器等（排ガス処理設備）												
			セラミックフィルタ	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			排ガス冷却器	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			粗塵用フィルタ（3基）	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			高性能フィルタ（3基）	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			洗浄塔	○低	事後	△点検記録確認	G-001	（△年次）	固1-001					※※※	廃棄物管理課
			排ガスブロウ	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			排ガス補助ブロウ	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			耐熱ライニング煙道	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			焼却灰回収装置												
			焼却灰コンベア	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			灰充填室	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			焼却炉圧力逃がし機構												
			圧力逃がし弁	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			逃がし排気フィルタ	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			焼却灰固化装置												
			焼却灰供給装置	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
			マイクロ波発生装置	○低	事後	△点検記録確認	G-001	（△年次）	固1-001						廃棄物管理課
			溶融炉	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課
除塵機器等															
除塵器	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課			
フィルタ装置	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課			
排ガスファン	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課			
メンテナンス用フード															
機器除塵室フード	○低	時間	●排気確認検査	E-006	△月例、日次	廃-002						廃棄物管理課			
小型機器リベア室フード	○低	時間	●排気確認検査	E-006	△月例、日次	廃-002						廃棄物管理課			
放射線測定室フード	○低	時間	●排気確認検査	E-006	△月例、日次	廃-002						廃棄物管理課			
固体廃棄物投入機	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001						廃棄物管理課			
エレベータ（廃棄物搬送用）	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次、月例	固1-109						廃棄物管理課			
動力盤	○低	事後	△点検記録確認	G-001	（△年次、日次）	廃-002 廃-006 固1-001					※※※	廃棄物管理課			
工業計器	○低	事後	△点検記録確認	G-001	（△年次）	固1-101						廃棄物管理課			
本文4 A ホ (1) 主要な工程計装設備の種類 (ii) 主要な工程計装設備及び機器の種類	計測制御系統施設	温度に関する計測制御設備	β・γ焼却装置温度計測制御設備	○低	時間	△警報検査（温度異常高） △作動検査（安全制御機能作動検査）	A-002 F-001	△年次	固1-101				警報検査（温度異常高）及び作動検査（安全制御機能作動検査）については、特別な保全計画に基づき保全を実施しているため、保安記録確認検査による実施状況の確認を行う。	廃棄物管理課	
			β・γ焼却装置圧力計測制御設備	○低	時間	△警報検査（炉内負圧低下） △作動検査（安全制御機能作動検査）	A-002 F-001	△年次	固1-101				警報検査（炉内負圧低下）及び作動検査（安全制御機能作動検査）については、特別な保全計画に基づき保全を実施しているため、保安記録確認検査による実施状況の確認を行う。	廃棄物管理課	
本文4 A ト (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 (ii) 気体廃棄物の廃棄施設の	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	各小項目（機器）において定める。			●処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011	各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課		
			送風機（5基）	○低	事後	△点検記録確認	G-001	（△年次）	固1-001					廃棄物管理課	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※ 一部故障後交換あり ※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書記載事項	保全対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室		
	大項目（施設）	中項目（設備）	小項目（機器）	保全重要度	保全方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） （●立会確認、○抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書索引番号	点検頻度 （ ）付きは、事後保全における自主的な点検 （○保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等）	要領書索引番号	点検補修	更新計画			要領書索引番号	
主要な設備			排風機（3基）	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001				廃棄物管理課		
			排気浄化装置（3基）	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001				廃棄物管理課		
			排気ダクト	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、四半期、日次	廃-002				廃棄物管理課		
			空気作動式ダンパ												
			β・γ固体処理棟III排気設備	○低	時間	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004	△年次、月例、日次	廃-002 固1-001					廃棄物管理課	
			動力盤	○低	事後				（△年次）	廃-002 固1-001				廃棄物管理課	
			β・γ固体処理棟III排気筒	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例、日次	廃-002 固1-001					廃棄物管理課	
			β・γ固体処理棟III排気筒	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001					廃棄物管理課	
			β・γ固体処理棟III排気筒	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001					廃棄物管理課	
			β・γ固体処理棟III排気筒	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001					廃棄物管理課	
本文4 A 下 (2) 液体廃棄物の廃棄施設 (イ) 構造 (ii) 液体廃棄物の廃棄施設の 主要な設備	液体廃棄物の廃棄施設	β・γ固体処理棟III 廃液貯槽	廃液貯槽（2基）	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001				廃棄物管理課		
			ドレンサンプ貯槽	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001				廃棄物管理課		
			埋	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001				廃棄物管理課		
			漏えい検知器												
			廃液貯槽用	○低	時間	●作動検査（漏えい検知）	F-003	△年次	固1-001					廃棄物管理課	
			ドレンサンプ貯槽用	○低	時間	●作動検査（漏えい検知）	F-003	△年次	固1-001					廃棄物管理課	
			液位警報器												
			廃液貯槽（2基）	○低	時間	●作動検査（液位異常上昇検知）	F-003	△年次	固1-102					廃棄物管理課	
			ドレンサンプ貯槽	○低	時間	●作動検査（液位異常上昇検知）	F-003	△年次	固1-102					廃棄物管理課	
			動力盤	○低	事後				（△年次）	廃-006 固1-001				廃棄物管理課	
			廃液移送容器	容器本体	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
				受け皿	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課
				主要配管（弁を含む）	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例、日次	廃-001 液-006 液-001					廃棄物管理課
						排気浄化装置	○低	事後		（△年次、月例）	廃-001 液-001				廃棄物管理課
						真空ポンプ	○低	事後		（△年次、月例、日次）	廃-001 液-001 液-102				廃棄物管理課
			ダクト	○低	事後		（△月例、四半期）	廃-001				廃棄物管理課			
			液位上昇検知器												
			廃液移送容器本体内部	○低	時間	●作動検査（液位異常上昇検知）	F-003	△年次	液-001 液-102				廃棄物管理課		
			漏えい検知器												
			受け皿内部前部	○低	時間	●作動検査（漏えい検知）	F-003	△年次	液-001				廃棄物管理課		
			受け皿内部後部	○低	時間	●作動検査（漏えい検知）	F-003	△年次	液-001				廃棄物管理課		
本文4 A 下 (6) その他の主要な事項	特定施設	空気圧縮機、冷凍機	空気圧縮機（2基）	○低	事後		（△年次）	固1-108				廃棄物管理課			
			過心冷凍機	○低	事後		（△年次）	固2-109				廃棄物管理課			
			遇火冷凍機	○低	事後								廃棄物管理課		
消防設備	自動火災報知設備	消火報知器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半期（法定消防設備点検）					廃棄物管理課			
		消火器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半期（法定消防設備点検）					廃棄物管理課			
		屋内消火栓設備	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半期（法定消防設備点検）					廃棄物管理課			
本文4 A 八 (1) 処理施設 b) 固体廃棄物の処理施設 (イ) 構造 (i) 固体廃棄物の処理施設を 収容する建家	β・γ固体処理棟IV 建物		躯体（建家）	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△日次	廃-002				廃棄物管理課		
			管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-002				廃棄物管理課		
			天井走行クレーン （10.0t）	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例	機-113 廃-002				廃棄物管理課		
本文4 A 八 (1) 処理施設 b) 固体廃棄物の処理施設 (イ) 構造 (ii) 固体廃棄物の処理施設の 主要な設備	固体廃棄物の処理施設	β・γ封入設備	各小項目（機器） において定める。			●処理能力検査	B-007	各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課		
			分類セル												
			セル本体	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001					廃棄物管理課	
			遮蔽扉	○低	時間	△巡視点検記録	G-001	△日次	廃-002					廃棄物管理課	
			ガンマゲート	○低	時間	△巡視点検記録、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001					廃棄物管理課	
			セル内機器												
			圧縮機	○低	時間	△巡視点検記録、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001					廃棄物管理課	
			ディルタ	○低	時間	△巡視点検記録、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001					廃棄物管理課	
			セル内クレーン	○低	時間	●作動検査（クレーン作動）	F-006	△月例、日次	廃-002					廃棄物管理課	
			セル周辺機器（パッケージ 取扱設備）												
			容器移送台車	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001					廃棄物管理課	
			コンクリート充填装置	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001					廃棄物管理課	
投入スリーブ伸縮機構	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001					廃棄物管理課				
セル周辺機器															

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※一部故障後交換あり

※※独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項) (●立上確認、◎採取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○使用手引等、△課長制定書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号		
本文4 A ニ b) 固体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 ii) 固体廃棄物の受入れ施設 の主要な設備	固体廃棄物の受入れ施設	β・γ貯蔵セル	遮蔽蓋挿入装置	○低	事後			(△年次)	固1-001					廃棄物管理課		
			油圧ユニット	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001					廃棄物管理課		
			インセルモニタ	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-107					廃棄物管理課		
			廃棄物移送用キャスク	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-001					廃棄物管理課		
			動力盤	○低	事後				(△年次)	廃-006 固1-001					廃棄物管理課	
			工業計器	○低	事後				(△年次)	固1-105					廃棄物管理課	
			貯蔵セル													
			セル本体	○低	時間	△巡視点検記録、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001							廃棄物管理課
			遮蔽扉	○低	時間	△巡視点検記録	G-001	△日次	廃-002							廃棄物管理課
			ガンマゲート	○低	時間	△巡視点検記録、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001							廃棄物管理課
本文4 A ホ (1) 主要な工程計装設備の種類 ii) 主要な工程計装設備及び 機器の種類	計測制御系統施設	圧力に関する計測制御 設備	セル内クレーン	○低	時間	●作動検査（クレーン作動）	F-005	△月例、日次	廃-002					廃棄物管理課		
			インセルモニタ	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固1-107					廃棄物管理課		
			表示盤	○低	事後				(△年次)	固1-001					廃棄物管理課	
			β・γ封入設備圧力計測制 御設備	○低	時間	●警報検査（セル内負圧低下）	A-003	△年次	固1-104						廃棄物管理課	
			β・γ貯蔵セル圧力計測制 御設備	○低	時間	●警報検査（セル内負圧低下）	A-003	△年次	固1-104						廃棄物管理課	
			β・γ貯蔵セル排気設備	○低	時間	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004	△年次、月例、日次	廃-002 固1-001						廃棄物管理課	
			動力盤	○低	事後				(△年次)	廃-006 固1-001					廃棄物管理課	
			セル系排気設備 分類セル排気設備	各小項目（機 器）において 定める。		●処理能力検査（系統捕集効率測定） ●負圧確認検査（セル内等負圧）	B-012 E-002	各小項目（機器）において定める。							廃棄物管理課	
			排風機（2基）	○低	時間	△巡視点検記録、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001							廃棄物管理課
			排気浄化装置（2基）	○低	時間	△巡視点検記録、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001							廃棄物管理課
本文4 A ト (1) 構造 ii) 固体廃棄物の廃棄施設の 主要な設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	排気ダクト	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、四半期、日次	廃-002					廃棄物管理課		
			空気作動式ダンパ													
			β・γ固体処理棟IV排 気設備	○低	時間	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004	△年次、月例、日次	廃-002 固1-001						廃棄物管理課	
			動力盤	○低	事後				(△年次)	廃-006 固1-001					廃棄物管理課	
			セル系排気設備 分類セル排気設備	各小項目（機 器）において 定める。		●処理能力検査（系統捕集効率測定） ●負圧確認検査（セル内等負圧）	B-012 E-002	各小項目（機器）において定める。							廃棄物管理課	
			排風機（2基）	○低	時間	△巡視点検記録、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001							廃棄物管理課
			排気浄化装置（2基）	○低	時間	△巡視点検記録、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-002 固1-001							廃棄物管理課
			排気ダクト	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、四半期、日次	廃-002							廃棄物管理課
			空気作動式ダンパ													
			分類セル排気設備	○低	時間	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004	△年次、月例、日次	廃-002 固1-001							廃棄物管理課
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	α 固体処理棟	建物	動力盤	○低	事後			(△年次)	廃-006 固1-001					廃棄物管理課		
			自動火災報知設備	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半期（法定消防設備点検）							廃棄物管理課	
			消火設備	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半期（法定消防設備点検）							廃棄物管理課	
			ガス消火設備（β・γ貯 蔵セル、β・γ封入設備）	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半期（法定消防設備点検）							廃棄物管理課	
			躯体（建家）	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△日次	廃-003						廃棄物管理課	
			管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-003						廃棄物管理課	
			天井走行クレーン（主巻 1.0t、補巻1.0t）	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例	機-113 機-003						廃棄物管理課	
			電動チェーンブロック （2.5t）	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例	機-113 機-003						廃棄物管理課	
			α 焼却装置	各小項目（機 器）において 定める。		●処理能力検査 ●負圧確認検査（焼却炉内、廃棄物分類ボックス内 及び戻出しボックス内負圧） ●作動検査（運転切替）	B-008 E-001 E-003	各小項目（機器）において定める。							廃棄物管理課	
			廃棄物分類用ボックス	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001						廃棄物管理課	
焼却炉	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001						廃棄物管理課				

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※一部故障後交換あり ※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書記載事項	保全対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）		備考	担当課室
	大項目（施設）	中項目（設備）	小項目（機器）	保全重要度 保全方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） ●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認	要領書 索引番号	点検頻度 （ ）付きは、事後保全における自主的な点検 ◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等	要領書 索引番号	点検補修	更新計画		
			灰出しボックス	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			除塵機器等（排ガス処理設備）									
			高温フィルタ	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			フィルタユニット（4基）	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			排気ブロウ（2基）	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			緊急用ブロウ（2基）	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			給気ブロウB-1	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			冷却用ブロウB-5	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			アトマイジング 空気ブロウB-8	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			ダクト	○低 時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、日次	廃-003				廃棄物管理課
			空気作動式ダンパ	○低 時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例	廃-003 固2-001				廃棄物管理課
			負圧調整ダンパ	○低 時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例	廃-003 固2-001				廃棄物管理課
			給気ダンパ	○低 時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例	廃-003 固2-001				廃棄物管理課
			緊急遮断ダンパ	○低 時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例	廃-003 固2-001				廃棄物管理課
			空気混合冷却器	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			焼却炉圧力逃がし機構									
			圧力逃がし弁	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			逃がし排気フィルタ	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			監視盤、動力盤	○低 事後			（△年次）	固2-001				廃棄物管理課
			工業計器	○低 事後			（△年次）	固2-101 固2-102				廃棄物管理課
		αホール設備	各小項目（機器）において定める。		●処理能力検査	B-009	各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課
			αホール	○低 時間	△巡視記録確認	G-001	△日次	廃-003				廃棄物管理課
			αホール内機器									
			細粉機	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			圧縮機	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			廃棄物投入ポート	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			廃棄物収納ポート	○低 事後			（△年次）	固2-001				廃棄物管理課
			ドラム缶移送装置（2基）	○低 事後			（△年次）	固2-001				廃棄物管理課
			ホール内クレーン	○低 時間	●作動検査（クレーン作動）	F-006	△月例	廃-003				廃棄物管理課
			αホール周辺機器									
			エアラインスーツ設備	○低 時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例	廃-003 固2-001				廃棄物管理課
			油圧ユニット	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			制御盤等	○低 事後			（△年次）	固2-001				廃棄物管理課
			工業計器	○低 事後			（△年次）	固2-103				廃棄物管理課
		α封入設備	各小項目（機器）において定める。		●処理能力検査	B-010	各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課
			封入セル									
			セル本体	○低 時間	△巡視記録確認	G-001	△年次、月例、日次	廃-003				廃棄物管理課
			透視扉	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			ガンマゲート	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			封入セル内機器									
			封入装置	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			セル内クレーン（天井走行電動チェーンブロック（1.0t））	○低 時間	●作動検査（クレーン作動）	F-006	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例	機-113 廃-003				廃棄物管理課
			インセルモニタ	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-106				廃棄物管理課
			保管体移送用キヤスク No.7、No.8	○低 時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001				廃棄物管理課
			操作盤、制御盤	○低 事後			（△年次）	固2-001				廃棄物管理課
			工業計器	○低 事後			（△年次）	固2-103				廃棄物管理課
本文4 Aホ (1) 主要な工程計装設備の種類 (2) 主要な工程計装設備及び機器の種類	計測制御系統施設	温度に関する計測制御設備	α焼却装置温度計測制御設備	○低 時間	●警報検査（温度異常高） ●作動検査（安全制御機能作動検査）	A-002 F-001	○月例 △年次	環-002 固2-101 固2-102				廃棄物管理課
		圧力に関する計測制御設備	α焼却装置圧力計測制御設備	○低 時間	●警報検査（炉内負圧低下） ●作動検査（安全制御機能作動検査）	A-002 F-001	○月例 △年次	環-002 固2-101 固2-102				廃棄物管理課
			αホール設備圧力計測制御設備	○低 時間	●警報検査（セル内負圧低下）	A-003	○月例 △年次	環-002 固2-103				廃棄物管理課
			α封入設備圧力計測制御設備	○低 時間	●警報検査（セル内負圧低下）	A-003	○月例 △年次	環-002 固2-103				廃棄物管理課
本文4 Aト (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (2) 構造	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	各小項目（機器）において定める。		●処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011	各小項目（機器）において定める。					廃棄物管理課

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※一部故障後交換あり ※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	保全対策設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔 12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項) (●立会確認、○抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号			
h) 固体廃棄物の廃棄施設の 主要な設備	セル系排気設備 α ホール排気設備	排気浄化装置 (6基)	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-003 固2-001					廃棄物管理課				
			○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-003 固2-001						廃棄物管理課			
			○低	事後					(△年次、日次)	廃-003 固2-001					廃棄物管理課		
			○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、四半期、日次	廃-003 固2-103							廃棄物管理課		
			○低	事後					(△年次、日次)	廃-003 固2-103					廃棄物管理課		
			○低	時間	●作動検査 (ダンパの閉止確認)	E-004	△年次、月例、日次	廃-003 固2-001							廃棄物管理課		
			各小項目 (機 器) において 定める。		●処理能力検査 (系統捕集効率測定) ●負圧確認検査 (セル内等負圧) ●作動検査 (運転切替)	B-012 E-002 E-003	各小項目 (機器) において定める。									廃棄物管理課	
			○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-003 固2-001								廃棄物管理課	
			○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-003 固2-001								廃棄物管理課	
			○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、四半期、日次	廃-003 固2-103								廃棄物管理課	
			○低	事後					(△年次、日次)	廃-003 固2-103						廃棄物管理課	
			○低	時間	●作動検査 (ダンパの閉止確認)	E-004	△年次、月例、日次	廃-003 固2-001								廃棄物管理課	
			各小項目 (機 器) において 定める。		●処理能力検査 (系統捕集効率測定) ●負圧確認検査 (セル内等負圧)	B-012 E-002	各小項目 (機器) において定める。									廃棄物管理課	
			○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-003 固2-001								廃棄物管理課	
			○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-003 固2-001								廃棄物管理課	
	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、四半期、日次	廃-003 固2-103								廃棄物管理課			
	○低	事後					(△年次、日次)	廃-003 固2-103						廃棄物管理課			
	○低	時間	●作動検査 (ダンパの閉止確認)	E-004	△年次、月例、日次	廃-003 固2-001								廃棄物管理課			
	セル系排気設備 封入セル排気設備	排気浄化装置 (2基)	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-003 固2-001						廃棄物管理課			
			○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-003 固2-001							廃棄物管理課		
			○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、四半期、日次	廃-003 固2-103							廃棄物管理課		
			○低	事後					(△年次、日次)	廃-003 固2-103					廃棄物管理課		
			○低	時間	●作動検査 (ダンパの閉止確認)	E-004	△年次、月例、日次	廃-003 固2-001							廃棄物管理課		
			○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-003							廃棄物管理課		
			液体廃棄物の廃棄施設 (1) 構造 h) 液体廃棄物の廃棄施設の 主要な設備	α 固体処理棟排気筒 α 固体処理棟廃液予備処理 装置	排気筒 躯体	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-003					廃棄物管理課	
					貯留タンク (2基)	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001						廃棄物管理課
					化学処理タンク	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001						廃棄物管理課
					ろ過器	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001						廃棄物管理課
					ろ液タンク	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001						廃棄物管理課
					薬液タンク (3基)	○低	事後				(△年次)	固2-001					廃棄物管理課
環					○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	固2-001						廃棄物管理課	
配管類 (弁を含む。)					○低	事後				(△年次)	固2-001					廃棄物管理課	
フード					○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△年次、月例、日次	廃-003						廃棄物管理課	
漏えい検知器																	
貯留タンク用	○低	時間			●作動検査 (漏えい検知)	F-003	△年次	固2-001						廃棄物管理課			
化学処理タンク用	○低	時間			●作動検査 (漏えい検知)	F-003	△年次	固2-001						廃棄物管理課			
液位警報器																	
貯留タンク (2基)	○低	時間			●作動検査 (液位異常上昇検知)	F-003	△年次	固2-103							廃棄物管理課		
動力盤、制御盤	○低	事後						(△年次)	固2-103						廃棄物管理課		
工業計器	○低	事後				(△年次)	固2-103						廃棄物管理課				
ポンプ類																	
貯留タンク用ポンプ (2基)	○低	事後				(△年次)	固2-001						廃棄物管理課				
ろ液ポンプ	○低	事後				(△年次)	固2-001						廃棄物管理課				
スラリーポンプ	○低	事後				(△年次)	固2-001						廃棄物管理課				
薬液ポンプ (3基)	○低	事後				(△年次)	固2-001						廃棄物管理課				
本文4 A 上 (6) その他の主要な事項	電気設備	予備電源設備	蓄電池	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例、日次	廃-003 固2-107					廃棄物管理課			
			整流器	○低	事後				(△年次、月例、日次)	廃-003 固2-107					廃棄物管理課		
			サイリスタ・インバータ	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例、日次	廃-003 固2-107						廃棄物管理課		
			空気圧縮機	○低	事後				(△年次、日次)	廃-003					廃棄物管理課		
本文4 A 上 (6) その他の主要な事項	特定施設	空圧圧縮機	アフタークーラー	○低	事後				(△日次)					廃棄物管理課			
			冷凍機	○低	事後				(△年次)						廃棄物管理課		
			消防設備	自動火災報知設備	火災報知器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半期 (法定消防設備点検)					廃棄物管理課		
			消火設備	消火器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半期 (法定消防設備点検)						廃棄物管理課		
		屋内消火栓設備	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半期 (法定消防設備点検)						廃棄物管理課				
		ガス消火設備 (αホール設 備、α封入設備)	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半期 (法定消防設備点検)						廃棄物管理課				

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※一部故障後交換あり

※※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	保全対象設備機器			供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）							中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） ●立会確認、○点検確認、△記録確認、△保安記録確認	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (○)保安規定、○使用手引等、△課長酌定文書等	要領書 索引番号	点検補修	更新計画	要領書 索引番号					
													点検補修			更新計画	要領書 索引番号
本文4 A ハ (2) 管理施設 (イ) 構造 (1) 管理施設を収容する建築	固体集積保管場Ⅰ																
	建物		躯体（建築）	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△日次	廃-002						廃棄物管理課		
			管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-002						廃棄物管理課		
	本文4 A ハ (2) 管理施設 (イ) 構造 (1) 管理施設を収容する建築	廃棄物管理設備本体の 管理施設		堅型保管設備	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-002						廃棄物管理課	
遮蔽スラブ				○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△年次	廃-002						廃棄物管理課		
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	消火設備	消火器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課		
本文4 A ハ (2) 管理施設 (イ) 構造 (1) 管理施設を収容する建築	固体集積保管場Ⅱ																
	建物		躯体（建築）	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△日次	廃-002						廃棄物管理課		
			管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-002						廃棄物管理課		
	本文4 A ハ (2) 管理施設 (イ) 構造 (1) 管理施設を収容する建築	廃棄物管理設備本体の 管理施設		ラック式積積保管設備	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△年次、月例	廃-002						廃棄物管理課	
天井クレーン				○低	時間	●作動検査（クレーン作動）	F-007	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例	機-113 廃-002						廃棄物管理課		
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備	火災報知器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課		
			消火設備	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課		
	本文4 A ハ (2) 管理施設 (イ) 構造 (1) 管理施設を収容する建築	廃棄物管理設備本体の 管理施設		ラック式積積保管設備	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△年次、月例	廃-003						廃棄物管理課	
				天井クレーン（天井走行式、荷役設備（天井走行ホイストクレーン（2.0t No.1））	○低	時間	●作動検査（クレーン作動）	F-007	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例、日次	機-113 廃-003						廃棄物管理課	
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備	火災報知器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課		
			消火設備	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課		
	本文4 A ハ (2) 管理施設 (イ) 構造 (1) 管理施設を収容する建築	廃棄物管理設備本体の 管理施設		ラック式積積保管設備	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△年次、月例	廃-003						廃棄物管理課	
				天井クレーン（天井走行式、荷役設備（天井走行ホイストクレーン（2.0t No.2））	○低	時間	●作動検査（クレーン作動）	F-007	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例、日次	機-113 廃-003						廃棄物管理課	
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備	火災報知器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課		
			消火設備	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課		
	本文4 A ハ (2) 管理施設 (イ) 構造 (1) 管理施設を収容する建築	廃棄物管理設備本体の 管理施設		バレット式堅積保管設備	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△年次、月例	廃-003						廃棄物管理課	
				天井クレーン（天井走行式、荷役設備（天井走行ホイストクレーン（2.0t No.1））	○低	時間	●作動検査（クレーン作動）	F-007	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例、日次	機-113 廃-003						廃棄物管理課	
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備	火災報知器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課		
			消火設備	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課		
	本文4 A ハ (2) 管理施設 (イ) 構造 (1) 管理施設を収容する建築	廃棄物管理設備本体の 管理施設		バレット式堅積保管設備	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△年次、月例	廃-003						廃棄物管理課	
				天井クレーン（天井走行式、荷役設備（天井走行ホイストクレーン（7.5t））	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例	機-113 廃-003						廃棄物管理課	
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備	火災報知器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課		
			消火設備	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年（法定消防設備点検）						※※※※	廃棄物管理課		
	本文4 A ハ (2) 管理施設 (イ) 構造 (1) 管理施設を収容する建築	α 固体貯蔵施設	建物	躯体（建築）	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△日次	廃-003						廃棄物管理課	
				管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-003						廃棄物管理課	
本文4 A ハ (2) 管理施設 (イ) 構造 (1) 管理施設を収容する建築	廃棄物管理設備本体の 管理施設		貯蔵設備														
			貯蔵孔	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△四半期	廃-001							廃棄物管理課	
			上部遮蔽体	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-003							廃棄物管理課	
			貯蔵孔内空気サンプリング設備	○低	時間	●作動検査（空気サンプリング設備作動）	F-008	△年次	固2-001							廃棄物管理課	
			フィルタ装置	○低	事後			(△年次)	固2-001							廃棄物管理課	
			吸引装置（2基）	○低	事後			(△年次)	固2-001							廃棄物管理課	
			管	○低	事後			(△年次)	固2-001							廃棄物管理課	
			荷役設備	天井走行ホイストクレーン（主巻10.0t、補巻1.0t）	○低	時間	●作動検査（クレーン作動）	F-007	△年次（クレーン等安全規則に基づく定期点検） △月例、日次	機-113 廃-003							廃棄物管理課
			サンプリングビット	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、日次	廃-003							廃棄物管理課	
			分電盤等	○低	事後			(△日次)	固2-001							廃棄物管理課	
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	各小項目（機器）において定める。													廃棄物管理課	
			●処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011		各小項目（機器）において定める。										廃棄物管理課	
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	気体廃棄物の廃棄施設の 主要な設備	排気浄化装置（5基）	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-003 固2-001							廃棄物管理課		

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※ 一部故障後交換あり ※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） ●立会確認、○抜取確認、○記録確認、△保安記録確認	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (○保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号			
本文4 A ト (6) その他の主要な事項			排風機 (2基)	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-003 固2-001				廃棄物管理課				
			送風機	○低	事後				(△年次)	固2-001				廃棄物管理課			
			ダクト	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、四半期、日次	廃-003					廃棄物管理課			
			動力制御盤	○低	事後				(△年次、日次)	固2-001				廃棄物管理課			
			送排風機手元盤	○低	事後				(△年次)	固2-001				廃棄物管理課			
			電気式ダンパ														
			α 固体貯蔵施設排気設備	○低	時間	●作動検査 (ダンパの閉止確認)	E-004	△年次、月例、日次	廃-003 固2-001						廃棄物管理課		
			消防設備	自動火災報知設備	火災報知器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年 (法定消防設備点検)					廃棄物管理課		
				消火設備	消火器	○低	時間	△法定検査確認	F-009	○半年 (法定消防設備点検)					※※※※※	廃棄物管理課	
			本文4 A ハ (1) 処理施設 a) 液体廃棄物の処理施設 (1) 構造 i) 液体廃棄物の処理施設を 収容する建家	建物	躯体 (建家)	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△日次	廃-001				廃棄物管理課		
		管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-001				廃棄物管理課					
本文4 A ハ (1) 処理施設 a) 液体廃棄物の処理施設 (1) 構造 ii) 液体廃棄物の処理施設の 主要な設備	液体廃棄物の処理施設	処理済廃液貯槽	処理済廃液貯槽	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課				
			No.2動力制御盤	○低	事後				(△年次、日次)	廃-001 液-102				廃棄物管理課			
			処理済廃液貯槽操作盤	○低	事後				(△年次)	液-102				廃棄物管理課			
			排水ポンプ	○低	事後				(△年次)	液-001 液-102				廃棄物管理課			
			攪拌機	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	液-001 液-102					廃棄物管理課			
			配管類 (井を含む)	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例、日次	廃-001 廃-006 液-001					廃棄物管理課			
			工業計器	○低	事後				(△年次)	液-102				廃棄物管理課			
			本文4 A ニ a) 液体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 ii) 液体廃棄物の受入れ施設 の主要な設備	液体廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽 I	貯槽 (6基)	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課	
						排水ポンプ (6基)	○低	事後				(△年次)	液-001 液-102				廃棄物管理課
						攪拌機 (6基)	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	液-001 液-102					廃棄物管理課
配管類 (井を含む)	○低	時間				△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、月例、日次	廃-001 廃-006 液-001					廃棄物管理課			
マンホール	○低	事後							(△月例)	廃-001				廃棄物管理課			
動力盤	○低	事後							(△年次、日次)	廃-001 液-102				廃棄物管理課			
操作盤	○低	事後							(△年次)	液-102				廃棄物管理課			
工業計器	○低	事後							(△年次)	液-102				廃棄物管理課			
漏えい検知器																	
トレンチ内	○低	時間				●作動検査 (漏えい検知)	F-004	△年次	液-001					廃棄物管理課			
マンホール内	○低	時間	●作動検査 (漏えい検知)	F-004	△年次	液-001					廃棄物管理課						
環	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例	廃-001					廃棄物管理課						
本文4 A ホ (1) 主要な工程計装設備の種類 ii) 主要な工程計装設備及び 機器の種類	計測制御系統施設	液位等に係る計測設備	廃液貯槽 I、処理済廃液貯槽														
			液位計														
			廃液貯槽 I 計測設備	○低	時間	●警報検査 (液位異常上昇)	A-001	○月例 △年次	環-002 液-001 液-102					廃棄物管理課			
			処理済廃液貯槽計測設備	○低	時間	●警報検査 (液位異常上昇)	A-001	○月例 △年次	環-002 液-102					廃棄物管理課			
			漏えい検知器														
			廃液貯槽 I 計測設備	○低	時間	●警報検査 (漏えい検知)	A-001	△年次、月例	環-002 液-001					廃棄物管理課			
本文4 A ヘ (2) 屋外管理用の主要な設備 及び機器の種類	放射線管理施設	処理済廃液貯槽	排水モニタリング設備	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△日次	廃-001				廃棄物管理課				
本文4 A ト (1) 固体廃棄物の廃棄施設 (1) 構造 ii) 固体廃棄物の廃棄施設の 主要な設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 廃液貯留施設 I 排気設備	各小項目 (機器) において定める。			●処理能力検査 (系統捕集効率測定)	B-011	各小項目 (機器) において定める。					廃棄物管理課				
			排風機	○低	時間	△点検記録確認	G-001	△年次	液-001				廃棄物管理課				
			排気浄化装置	○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001	△年次、日次	廃-001 液-001				廃棄物管理課				
			ダクト	○低	時間	△巡視記録確認	G-001	△月例、四半期、日次	廃-001				廃棄物管理課				
			電動ダンパ														
			廃液貯留施設 I 排気設備	○低	時間	●作動検査 (ダンパの閉止確認)	E-004	△年次、月例、日次	廃-001 液-001					廃棄物管理課			
			動力計装盤	○低	事後				(△年次)	液-001				廃棄物管理課			

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

※一部故障後交換あり ※※ 独立検査組織において前年度に予定した検査番号

最終更新日 2022/5/27

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） (●立入確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号		
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備 消火設備	火災報知器 消火器	○低 ○低	時間 時間	△法定検査確認 △法定検査確認	F-009※※※ F-009※※※	○半年（法定消防設備点検） ○半年（法定消防設備点検）							廃棄物管理課 廃棄物管理課	
本文4 A ニ a) 液体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 i) 液体廃棄物の受入れ施設を収容する建家	液体貯留施設Ⅱ	建物	躯体（建家） 管理区域境界の柵、扉、壁	○低 ○低	時間 時間	△巡視記録確認 △巡視記録確認	G-001※※※ G-001※※※	△日次 △月例							廃-001 廃-001 機-113 廃-001	廃棄物管理課 廃棄物管理課 廃棄物管理課
本文4 A ニ a) 液体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 ii) 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備	液体廃棄物の受入れ施設	液体貯槽Ⅱ	電動チェーンブロック (0.5t)	○低	事後	●排気確認検査	E-005※※※	各小項目（機器）において定める。							廃棄物管理課	
本文4 A ニ a) 液体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 ii) 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備	液体貯槽Ⅱ	貯槽（4基）		○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※※	△年次、月例、日次	廃-001 液-001						廃棄物管理課	
		ケミポンプ（2基）		○低	事後			（△年次）	液-001 液-102						廃棄物管理課	
		攪拌機		○低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	液-001 液-102						廃棄物管理課	
		攪拌ポンプ		○低	事後			（△年次）	液-001 液-102						廃棄物管理課	
		配管類（弁を含む）		○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※※	△年次、月例、日次	廃-001 廃-006 液-001						廃棄物管理課	
		動力分電盤		○低	事後			（△年次）	液-102						廃棄物管理課	
		工業計器		○低	事後			（△年次）	液-102						廃棄物管理課	
本文4 A ホ (1) 主要な工程計装設備の種類 ii) 主要な工程計装設備及び機器の種類	計測制御系統施設	液位等に係る計装設備	液位計													
		液体貯槽Ⅱ計測設備		○低	時間	●警報検査（液位異常上昇）	A-001※※※	○月例 △年次	環-002 液-001 液-102						廃棄物管理課	
		漏えい検知器														
		液体貯槽Ⅱ計測設備		○低	時間	●警報検査（漏えい検知）	A-001※※※	△年次、月例	環-002 液-102						廃棄物管理課	
本文4 A ト (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (1) 構造 ii) 気体廃棄物の廃棄施設の主要な設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 液体貯留施設Ⅱ排気設備	各小項目（機器）において定める。			●処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011※※※	各小項目（機器）において定める。							廃棄物管理課	
		送風機（2基）		○低	事後			（△年次）	液-001						廃棄物管理課	
		排風機（2基）		○低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	液-001						廃棄物管理課	
		排気浄化装置（2基）		○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※※	△年次、日次	廃-001 液-001						廃棄物管理課	
		ダクト		○低	時間	△巡視記録確認	G-001※※※	△月例、四半期、日次	廃-001						廃棄物管理課	
		電動ダンパ														
		液体貯留施設Ⅱ排気設備		○低	時間	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004※※※	△年次、月例、日次	廃-001 液-001						廃棄物管理課	
		送排風機操作盤		○低	事後			（△年次）	液-001						廃棄物管理課	
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備 消火設備	火災報知器 消火器	○低 ○低	時間 時間	△法定検査確認 △法定検査確認	F-009※※※ F-009※※※	○半年（法定消防設備点検） ○半年（法定消防設備点検）							廃棄物管理課	
本文4 A ニ a) 液体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 i) 液体廃棄物の受入れ施設を収容する建家	有機廃液一時格納庫	建物	躯体（建家） 管理区域境界の柵、扉、壁	○低 ○低	時間 時間	△巡視記録確認 △巡視記録確認	G-001※※※ G-001※※※	△日次 △月例	廃-001 廃-001						廃棄物管理課 廃棄物管理課	
本文4 A ニ a) 液体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 ii) 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備	液体廃棄物の受入れ施設	一次ライニング（床、壁）		○低	事後			（△年次）	液-001						廃棄物管理課	
		格納室		○低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	液-001						廃棄物管理課	
		保管容器（6本）		○低	時間	△巡視記録確認	G-001※※※	△日次	液-001						廃棄物管理課	
		配管類（建家換気系排気配管）		○低	事後			（△年次）	液-001						廃棄物管理課	
		分電盤		○低	事後			（△年次）	液-001						廃棄物管理課	
本文4 A ト (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (1) 構造 ii) 気体廃棄物の廃棄施設の主要な設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備	各小項目（機器）において定める。			●処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011※※※	各小項目（機器）において定める。							廃棄物管理課	
		排風機		○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※※	△年次、日次	廃-001 液-001						廃棄物管理課	
		排気浄化装置		○低	時間	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※※	△年次、日次	廃-001 液-001						廃棄物管理課	
		ダクト		○低	時間	△巡視記録確認	G-001※※※	△月例、四半期、日次	廃-001						廃棄物管理課	
		手動ダンパ														
		有機廃液一時格納庫排気設備		○低	時間	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004※※※	△年次、月例、日次	廃-001 液-001						廃棄物管理課	
		分電盤		○低	事後			（△年次）	液-001						廃棄物管理課	
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備 消火設備	火災報知器 消火器	○低 ○低	時間 時間	△法定検査確認 △法定検査確認	F-009※※※ F-009※※※	○半年（法定消防設備点検） ○半年（法定消防設備点検）							廃棄物管理課	
本文4 A ニ a) 固体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 i) 固体廃棄物の受入れ施設を収容する建家	β-γ一時格納庫Ⅰ	建物	躯体（建家） 管理区域境界の柵、扉、壁	○低 ○低	時間 時間	△巡視記録確認 △巡視記録確認	G-001※※※ G-001※※※	△日次 △月例	廃-002 廃-002						廃棄物管理課 廃棄物管理課	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※ 一部故障後交換あり

※※※ 独立検査組織において前年度に限定した検査番号

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）			中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室																
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） ●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修			更新計画	要領書 索引番号														
本文4 A ニ b) 固体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 ii) 固体廃棄物の受入れ施設 の主要な設備	放射形廃棄物の受入れ施設	β-γ一時格納庫 I	各小項目（機 器）において 定める。	○低	時間※	●排気確認検査	E-005※※	各小項目（機器）において定める。																				
																○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例 (△年次)	廃-002 固1-001							
																○低	事後											
																○低	事後											
本文4 A ト (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (1) 構造 ii) 気体廃棄物の廃棄施設の 主要な設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	ダクト	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例、四半期、日次	廃-002																			
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備	火災報知器	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）																				
																	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）							
本文4 A ニ b) 固体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 i) 固体廃棄物の受入れ施設 を収容する建家	建物	躯体（建家）	管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△日次	廃-003																			
																	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例	廃-003						
本文4 A ニ b) 固体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 ii) 固体廃棄物の受入れ施設 の主要な設備	放射形廃棄物の受入れ施設	α-一時格納庫	各小項目（機 器）において 定める。	○低	時間※	●排気確認検査	E-005※※	各小項目（機器）において定める。																				
																	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例	廃-003						
																	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例	廃-003						
																	○低	事後										
																	○低	事後										
																	○低	事後										
本文4 A ト (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (1) 構造 ii) 気体廃棄物の廃棄施設の 主要な設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	各小項目（機 器）において 定める。	○低	時間※	●処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011※※	各小項目（機器）において定める。																				
																		○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	廃-003 固2-001					
																		○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	廃-003 固2-001					
																		○低	事後									
																		○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例、四半期、日次	固2-001					
																		○低	事後									
																		○低	事後									
																		○低	事後									
																		○低	事後									
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備	火災報知器	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）																				
																	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）							
																	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）							
																	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）							
																	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）							
本文4 A ホ (1) 主要な工程計装設備の種類 i) 主要な工程計装設備を収 容する建家	建物	躯体（建家）	管理区域境界の柵、扉、壁	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△日次	廃-001 廃-005																			
																	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例	廃-001						
本文4 A ハ (1) 処理施設 a) 液体廃棄物の処理施設 (1) 構造 ii) 液体廃棄物の処理施設の 主要な設備	液体廃棄物の処理施設	化学処理装置	ホット実験室フード (3基)	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例、日次	廃-001																			
本文4 A ホ (2) その他の主要な事項	計測制御系統施設	集中監視設備	各小項目（機 器）において 定める。	○低	時間※	●警報検査（作動・表示）	A-004※※	△年次 ○月例	環-002 機-112																			
																	○低	事後										
																	○低	事後										
																	○低	時間※	●警報検査（作動・表示）	A-004※※	○月例	環-002						
本文4 A ト (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (1) 構造 ii) 気体廃棄物の廃棄施設の 主要な設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	各小項目（機 器）において 定める。	○低	時間※	●処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011※※	各小項目（機器）において定める。																				
																	○低	事後										
																	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次	液-001						
																	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次	液-001						
																	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例、四半期、日次	液-001						
																	○低	時間※	△巡視記録確認	G-001※※	△月例、四半期、日次	液-001						
																	○低	時間※	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004※※	○年次 △月例、日次	環-002 廃-001						
特定施設	ボイラ設備	ボイラ本体		○低	事後			△年次、月例	環-005 機-104 機-105																			

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

※一部故障後交換あり ※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超える期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） （●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号	点検頻度 （ ）付きは、事後保全における自主的な点検 （◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等）	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号
本文4 Aト (6) その他の主要な事項			燃焼装置	○低	事後			(△年次、月例)	廃-005 機-104 機-105				廃棄物管理課	
			自動制御装置	○低	事後			(△年次、月例)	廃-005 機-104 機-105				廃棄物管理課	
			附属装置及び付属品	○低	事後			(△年次、月例)	廃-005 機-104 機-105				廃棄物管理課	
			空気圧縮設備	空気圧縮機	○低	事後			(△年次)	廃-005 機-109				廃棄物管理課
				アフタークーラー	○低	事後			(△年次)	機-109				廃棄物管理課
				レシーバタンク	○低	事後			(△年次、月例)	廃-005 機-109				廃棄物管理課
				除湿機	○低	事後			(△年次)	機-109				廃棄物管理課
			配電盤類	○低	事後			(△年次)	機-109				廃棄物管理課	
特定施設	電気設備	配電盤等	○低	時間※	△巡視記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、月例、週間	廃-005 機-110 機-111 機-112				廃棄物管理課		
本文4 Aト (6) その他の主要な事項	消防設備	通信連絡設備	放送及びページング設備	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次				廃棄物管理課		
		自動火災報知設備	火災報知器	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				廃棄物管理課		
本文4 Aト (6) その他の主要な事項	通信連絡設備等	消火設備	消火器	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※※ 廃棄物管理課		
		敷地内の通信連絡設備												
本文4 Aト (6) その他の主要な事項			構内一斉放送設備	○低	時間※	●性能検査	F-010※※						廃棄物管理課 危機管理課	
			予備電源	○低	時間※	●性能検査	F-010※※		定期的な点検については、保安管理部危機管理課において実施する。					廃棄物管理課 危機管理課
			大洗研究所外通信連絡設備											
			固定電話（緊急時対策所 配備）	○低	時間※	●性能検査	F-010※※							廃棄物管理課 危機管理課
			携帯電話（緊急時対策所 配備）	○低	時間※	●性能検査	F-010※※							廃棄物管理課 危機管理課
			ファクシミリ（緊急時対 策所配備）	○低	時間※	●性能検査	F-010※※							廃棄物管理課 危機管理課
			衛生携帯電話（緊急時対 策所配備）	○低	時間※	●性能検査	F-010※※							廃棄物管理課 危機管理課
			大洗研究所内通信連絡設備											
			固定電話（緊急時対策所 配備）	○低	時間※	●性能検査	F-010※※							廃棄物管理課 危機管理課
			携帯電話（5台）（緊急 時対策所配備）	○低	時間※	●性能検査	F-010※※							廃棄物管理課 危機管理課
			ファクシミリ（緊急時対 策所配備）	○低	時間※	●性能検査	F-010※※							廃棄物管理課 危機管理課
			固定電話（廃棄物管理施 設現場指揮所配備）	○低	時間※	●性能検査	F-010※※		△月例		機-001			廃棄物管理課
			携帯電話（廃棄物管理施 設現場指揮所配備）	○低	時間※	●性能検査	F-010※※		△月例		機-001			廃棄物管理課
			ファクシミリ（廃棄物管 理施設現場指揮所配備）	○低	時間※	●性能検査	F-010※※		△月例		機-001			廃棄物管理課
自動車			大型トラック	○低	事後			(△年次（道路運送車両法に基づく検査） (△運行前、隔月)	廃-007				廃棄物管理課	
			大型トレーラ (トラクタ)	○低	事後			(△年次（道路運送車両法に基づく検査） (△運行前、隔月)	廃-007				廃棄物管理課	
			大型トレーラ (廃液運搬車)	○低	事後			(△隔月)	廃-007				廃棄物管理課	
			コンテナ車	○低	事後			(△年次（道路運送車両法に基づく検査） (△運行前、隔月)	廃-007				廃棄物管理課	
			フォークリフト（2.5t）	○低	事後			(△年次（労働安全衛生規則に基づく検査） (△運行前、始業、月例、隔月)	廃-007				廃棄物管理課	
			フォークリフト（5.2t）	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次（労働安全衛生規則に基づく検査） △始業、月例	廃-007				廃棄物管理課	
			フォークリフト（5.6t）	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次（労働安全衛生規則に基づく検査） △始業、月例	廃-007				廃棄物管理課	
			小型自動車	○低	事後			(△年次（道路運送車両法に基づく検査） (△運行前、隔月)	廃-007				廃棄物管理課	
可搬型発電機			可搬型発電機（8基）	○低	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次、月例	計-001 計-002			廃棄物管理課		
			保管用倉庫											
本文4 Aト (6) その他の主要な事項	消防設備	消火設備	消火器	○低	事後			(○半期（法定消防設備点検）)				廃棄物管理課		
本文4 Aト (6) その他の主要な事項	資材倉庫	消防設備	自動火災報知設備	火災報知器	○低	事後			(○半期（法定消防設備点検）)			廃棄物管理課		
			消火設備	消火器	○低	事後			(○半期（法定消防設備点検）)				廃棄物管理課	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

添付資料1

最終更新日 2022/5/27

※ 一部故障後交換あり

※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器					供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） （●立会確認、◎採取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号	点検頻度 （ ）付きは、事後保全における自主的な点検 （○保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等）	要領書 索引番号	点検補修	更新計画	要領書 索引番号			
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	コンクリート調合室														
	消防設備	消火設備	消火器	○低	事後			(○半期（法定消防設備点検）)							廃棄物管理課
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	車庫														
	消防設備	自動火災報知設備	火災報知器	○低	事後			(○半期（法定消防設備点検）)							廃棄物管理課
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	消火設備	消火器	○低	事後			(○半期（法定消防設備点検）)							廃棄物管理課
	資材置場														
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	消火設備	消火器	○低	事後			(○半期（法定消防設備点検）)							廃棄物管理課
	廃棄物管理施設														
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	消防設備	消火設備	屋外消火栓設備	○低	時間※	△法定検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）							廃棄物管理課

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設除く。）設備保全整理表（放射線管理第2課）

添付資料2

最終更新日 2022/5/27

※ 一部故障後交換あり

※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書記載事項	対象設備機器						供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における検査）				中長期保守（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目（施設）	中項目（設備）	小項目（機器）	小項目（詳細）	保全重要度	保全方式	検査項目（●立会確認-△保安記録確認）	要領書索引番号	点検頻度（◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等）	要領書索引番号	点検補修	更新計画	要領書索引番号			
廃液処理棟																
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ	2台	低	時間	△点検記録確認	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01					放射線管理第2課	
			室内空気モニタ	1台	低	時間	△点検記録確認	—	△年次	放2-1M-01						放射線管理第2課
			ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-1M-01						放射線管理第2課
		出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	低	時間	△線量当量率測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 環監-SK-08						環境監視線量計測課
			表面汚染検査用サーベイメータ（ベータ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08						環境監視線量計測課
			ハンドフットクロスモニタ	1台	低	時間			(△年次)	放2-1M-01						放射線管理第2課
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01					放射線管理第2課	
排水監視施設																
β・γ固体処理棟Ⅰ																
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ	2台	低	時間	△点検記録確認	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01					放射線管理第2課	
			室内空気モニタ	1台	低	時間	△点検記録確認	—	△年次	放2-1M-01						放射線管理第2課
			ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-1M-01						放射線管理第2課
		出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	低	時間	△線量当量率測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 環監-SK-08						放射線管理第2課
			表面汚染検査用サーベイメータ（ベータ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08						環境監視線量計測課
			ハンドフットクロスモニタ	1台	低	時間			(△年次)	放2-1M-01						放射線管理第2課
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01					放射線管理第2課	
β・γ固体処理棟Ⅱ																
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ	2台	低	時間	△点検記録確認	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01					放射線管理第2課	
			室内空気モニタ	1台	低	時間	△点検記録確認	—	△年次	放2-1M-01						放射線管理第2課
			ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-1M-01						放射線管理第2課
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01					放射線管理第2課	
β・γ固体処理棟Ⅲ																

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設除く。）設備保全整理表（放射線管理第2課）

添付資料2

最終更新日 2022/5/27

※ 一部故障後交換あり

※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における検査）				中長期保守（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式	検査項目（●立会確認—△保安記録確認）	要領書 索引番号	点検頻度（◎保安規定、○使用手引等、 △課長制定文書等）	要領書 索引番号	点検補修	更新計画		
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ	4台	低	時間	△点検記録確認	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課
			室内空気モニタ	1台	低	時間	△点検記録確認	—	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課
			ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-1M-01				放射線管理第2課
		出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	低	時間	△線量当量率測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 環監-SK-08				放射線管理第2課
			表面汚染検査用サーベイメータ（ベータ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08				環境監視線量計測課
			ハンドフットクロスモニタ	1台	低	時間			(△年次)	放2-1M-01				放射線管理第2課
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課

β・γ 固体処理棟IV															
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ	3台	低	時間	△点検記録確認	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課	
			室内空気モニタ	1台	低	時間	△点検記録確認	—	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課	
			ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-1M-01				放射線管理第2課	
		出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	低	時間	△線量当量率測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 環監-SK-08				放射線管理第2課	
			表面汚染検査用サーベイメータ（ベータ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08				環境監視線量計測課	
			ハンドフットクロスモニタ	1台	低	時間			(△年次)	放2-1M-01				放射線管理第2課	
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課	

α 固体処理棟															
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ	6台	低	時間	△点検記録確認	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課	
			室内空気モニタ	1台	低	時間	△点検記録確認	—	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課	
			ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-1M-01				放射線管理第2課	
		出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	低	時間	△線量当量率測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 環監-SK-08				放射線管理第2課	
			表面汚染検査用サーベイメータ（アルファ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08				環境監視線量計測課	
			表面汚染検査用サーベイメータ（ベータ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08				環境監視線量計測課	
			ハンドフットクロスモニタ（アルファ線）	1台	低	時間			(△年次)	放2-1M-01				放射線管理第2課	
			ハンドフットクロスモニタ（ベータ線）	1台	低	時間			(△年次)	放2-1M-01				放射線管理第2課	
			放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備（アルファ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01			
排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低			時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課		

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設除く。）設備保全整理表（放射線管理第2課）

添付資料2

最終更新日 2022/5/27

※ 一部故障後交換あり

※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における検査）				中長期保守（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目 （施設）	中項目 （設備）	小項目 （機器）	保全 重要度	保全 方式	検査項目（●立会確認-△保安記録確認）	要領書 索引番号	点検頻度（◎保安規定、○使用手引等、 △課長制定文書等）	要領書 索引番号	点検補修	更新計画	要領書 索引番号			
	固体集積保管場Ⅰ														
	固体集積保管場Ⅱ														
	固体集積保管場Ⅲ														
	固体集積保管場Ⅳ														
	α 固体貯蔵施設														
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ	3台	低	時間	△点検記録確認	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01					放射線管理第2課
			出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	低	時間	△総量当量率測定記録確認 △点検記録確認	D-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-1M-01				放射線管理第2課
				表面汚染検査用サーベイメータ（アルファ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08				環境監視稼働計測課
				表面汚染検査用サーベイメータ（ベータ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08				環境監視稼働計測課
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備（アルファ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課	
			排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課	
	β 液体貯留施設Ⅰ														
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-003※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-1M-01				放射線管理第2課	
			出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	低	時間	△総量当量率測定記録確認 △点検記録確認	D-003※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 環監-SK-08				放射線管理第2課
				表面汚染検査用サーベイメータ（ベータ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08				環境監視稼働計測課
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課	
	β γ 一時格納庫Ⅰ														
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ	1台	低	時間	△点検記録確認	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課	
			ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-003※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-1M-01				放射線管理第2課	
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-1M-01				放射線管理第2課	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設除く。）設備保全整理表（放射線管理第2課）

最終更新日 2022/5/27

※ 一部故障後交換あり

※※ 独立検査組織において前年度に策定した検査番号

許可書記載事項	対象設備機器					供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における検査）				中長期保守（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目（施設）	中項目（設備）	小項目（機器）	小項目（詳細）	保全重要度	保全方式	検査項目（●立会確認、△保安記録確認）	要領書索引番号	点検頻度（◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等）	要領書索引番号	点検補修	更新計画			要領書索引番号
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ 放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-003※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-IM-01					放射線管理第2課
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ 放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-003※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-IM-01					放射線管理第2課
			ガンマ線サーベイメータ	1台	低	時間	△線量当量率測定記録確認 △点検記録確認	D-003※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 環監-SK-08				放射線管理第2課	
			表面汚染検査用サーベイメータ（アルファ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08				環境監視稼働計測課	
			表面汚染検査用サーベイメータ（ベータ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08				環境監視稼働計測課	
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ 放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-IM-01					放射線管理第2課
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ 放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-IM-01					放射線管理第2課
			ガンマ線サーベイメータ	1台	低	時間	△線量当量率測定記録確認 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 環監-SK-08				放射線管理第2課	
			表面汚染検査用サーベイメータ（アルファ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08				環境監視稼働計測課	
			ハンドフットクロスモニタ	1台	低	時間			(△年次)	放2-IM-01				放射線管理第2課	
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ 放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-IM-01					放射線管理第2課
本文4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 へ 放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ローカルサンプリング装置	—	低	時間	△放射性物質濃度測定記録確認 △点検記録確認	D-003※※※ G-001※※※	△年次	放2-NR-02 放2-IM-01					放射線管理第2課
			表面汚染検査用サーベイメータ（ベータ線）	1台	低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	△年次	環監-SK-08				環境監視稼働計測課	
			排気モニタリング設備（ベータ線）	1台	低	時間	●警報検査	C-001※※※ C-002※※※ G-001※※※	△年次	放2-IM-01				放射線管理第2課	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡視、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
 現段階においては保全重要度はすべて【〇低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

許可書 記載事項	保全対象設備機器						供用段階			中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新計画	要領書 索引番号					
廃棄物管理設備本 体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	建物	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-1						準備室		
			搬出入室	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-3							準備室	
			前処理セル（閉缶エリア）	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-3							準備室	
			ステンレスライニング	前処理セル（分別エリア）	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-3							準備室
			焼却溶融セル	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-3							準備室	
			保守ホール（ホール出入口含む）	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-3							準備室	
			遮蔽窓	遮蔽窓-1 ・搬出入室 ・前処理セル（閉缶エリア） ・前処理セル（分別エリア） ・焼却溶融セル	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-1							準備室
			遮蔽窓-2 ・保守ホール	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-1							準備室	
			遮蔽扉	搬出入室出入口扉 SD-001	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-2							準備室
			閉缶エリア入口扉 SD-002	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-2							準備室	
			焼却溶融セルの遮蔽扉 SD-005	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-2							準備室	
			保守ホール出入口扉 SD-006	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-2							準備室	
			補修用グローブボックス入口扉 SD-007	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-2							準備室	
			分別エリア入口扉 SD-003	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-3							準備室	
			分別エリア出口扉 SD-004	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-3							準備室	
			ホール出入口扉 SD-008	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-3							準備室	
			天井ポート	搬出入室搬出ポート SD-009	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-4							準備室
			容器搬出ポート SD-010	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-4							準備室	
			焼却溶融セル搬出ポート SD-011	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-4							準備室	
			搬出ポート	保守ホールの搬出ポート SD-012	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-4							準備室
			天井ハッチ	搬出入室のハッチ H-001	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-5							準備室
			ハッチ	保守ホールのハッチ H-002.3	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-6							準備室
			天井ハッチ	炭屑乾燥燃室のハッチ H-004	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-7							準備室
			マニプレータ用プラグ	焼却溶融セルのマニプレータ用プラグ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-8							準備室
			マニプレータ	搬出入室	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-9							準備室
				前処理セル（閉缶エリア）	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-9							準備室
				前処理セル（分別エリア）	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-9							準備室
				焼却溶融セル	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-9							準備室
				保守ホール	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-9							準備室

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡視、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
 現段階においては保全重要度はすべて【〇低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階				中長期保守			備考	担当課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号			
廃棄物管理設備本 体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	パワーマニプレータ付クレーン	前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーン	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-10					準備室		
				焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーン	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-10						準備室	
			クレーン	搬出入室のクレーン	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-11							準備室
				前処理セル（開缶エリア）のクレーン	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-11							準備室
				保守ホールのクレーン	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-11							準備室
				サービスエリアクレーン	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-12							準備室
				廃棄物搬出入ビット	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-13							準備室
				エアラインスーツ設備	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-14							準備室
			コンベア	焼却溶融セルコンベア4	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-3							準備室
				焼却溶融セルコンベア5	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-3							準備室
				焼却溶融セルコンベア6	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-3							準備室
				焼却溶融セルコンベア7	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-3							準備室
			焼却溶融炉	焼却溶融炉本体	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-1							準備室
				焼却溶融炉接続筒	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-1							準備室
				投入容器投入装置	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-1							準備室
			投入容器昇降機		〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-3							準備室
			排ガス処理装置（焼却溶融セル内）	2次燃焼器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室
				排ガス冷却器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室
				セラミックフィルタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室
				セル内フィルタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室
			排ガス処理装置（排ガス処理室）	排ガス吸着塔	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室
				排ガス洗浄塔	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室
				排ガス凝縮器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室
				ミストセパレータ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室
				排ガス加熱器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室
			排ガス処理装置（排ガス処理室）	ルテニウム吸着塔	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室
			排ガス処理装置（排気機械室）	排ガスプロア	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室
				排ガス補助プロアA、B	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡視、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
 現段階においては保全重要度はすべて【〇低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階				中長期保守			備考	担当課室					
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号				
廃棄物管理設備本 体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	排ガス処理装置（洗浄水処理室）	排ガスフィルタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2					準備室			
				循環水タンクA、B	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2						準備室		
				循環水循環ポンプA、B	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室	
				循環水移送ポンプ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室	
			排ガス処理装置（洗浄水処理室）	排ガス洗浄水冷却器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室	
				凝縮水タンク	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室	
				凝縮水移送ポンプ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室	
				噴霧水タンク	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2							準備室	
						噴霧水ポンプA、B	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2					準備室	
						溶融固化体移送台車	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-3					準備室	
						焼却溶融炉冷却水タンク	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-1					準備室	
						焼却溶融炉冷却水冷却器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-1					準備室	
						焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、B	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-1					準備室	
						焼却灰回収装置	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-4					準備室	
						固化体収納装置	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-3					準備室	
						廃棄物一時収納箱	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-4					準備室	
						搬出ステージ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-3					準備室	
						圧縮空気貯留タンク	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2					準備室	
						高周波電源ケーブル用ブラグ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-1					準備室	
						排ガス配管用ブラグ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-2					準備室	
						架台	セル内架台	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-4					準備室
							セル外架台	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-4					準備室
							焼却溶融炉高周波電源盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-1				準備室	
							焼却溶融炉高周波電源接触器盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-1				準備室	
						サンプル収納ラック	サンプル収納ラック1	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-4					準備室
							サンプル収納ラック2	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-4					準備室

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡視、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
 現段階においては保全重要度はすべて【〇低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階				中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	() 付きは、事後保全における自主的な 点検頻度 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号		
廃棄物管理設備本 体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	コンベア	搬出入室コンベア1	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6					準備室	
				搬出入室コンベア2	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				搬出入室コンベア3	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				搬出入室コンベア4	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				搬出入室コンベア5	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				開缶エリアコンベア1	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				開缶エリアコンベア2	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				分別エリアコンベア1	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				分別エリアコンベア2	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				分別エリアコンベア3	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				分別エリアコンベア4	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				分別エリアコンベア5	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				分別エリアコンベア6	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				分別エリアコンベア7	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
				分別エリアコンベア8	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室
			焼却溶融セルコンベア1	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室	
			焼却溶融セルコンベア2	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室	
			焼却溶融セルコンベア3	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6						準備室	
			レーザ切断装置	レーザ切断装置	排風機	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6					準備室
					除塵器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6					準備室
フィルタ	〇低	事後					(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6					準備室			
レーザ切断装置	切断フード	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6					準備室				
破砕機		〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; A-6					準備室				

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡視、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
 現段階においては保全重要度はすべて【〇低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器				供 用 段 階				中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号		
廃棄物管理設備本 体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	投入容器出入装置	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6					準備室		
			インセルフィルタ	閉缶エアインセルフィルタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6						準備室
				分別エアインセルフィルタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6						準備室
				焼却溶融セルインセルフィルタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6						準備室
				保守ホールインセルフィルタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6						準備室
			ターンテーブル	搬出入室ターンテーブル	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6						準備室
				閉缶エアターンテーブル	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6						準備室
				分別エアターンテーブル	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6						準備室
			閉缶装置	DOPサンプリングフード(附震：C)	DOPサンプリングフードA	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6					準備室
					DOPサンプリングフードB	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6					準備室
					DOPサンプリングフードC	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6					準備室
			汚染測定器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6						準備室	
			線量測定器	分別エリア線量測定器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6						準備室
				焼却溶融セル線量測定装置	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-6						準備室
			廃樹脂乾燥装置	ホッパー	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-7						準備室
				廃樹脂流動乾燥機	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-7						準備室
				廃樹脂流動乾燥機(貯留ポット)	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-7						準備室
				廃樹脂流動乾燥機(フィルタ2)	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-7						準備室
			廃樹脂乾燥装置	廃樹脂流動乾燥機(ヒータ)	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-7						準備室
				廃樹脂乾燥フロア	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-7						準備室
				廃樹脂乾燥空気フィルタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-7						準備室
				廃樹脂乾燥空気凝結器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-7						準備室
				廃樹脂乾燥空気デミスタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-7						準備室
				廃樹脂乾燥機分離水ポンプ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-7						準備室
			廃樹脂循環水ポンプ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-7						準備室	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡視、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
 現段階においては保全重要度はすべて【〇低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階				中長期保守			備考	担当課室		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号	
廃棄物管理設備本 体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	廃樹脂乾燥装置	廃樹脂循環水貯槽	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-7				準備室	
				廃樹脂移送ポンプ	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-7					準備室
				廃樹脂乾燥機分離水フィルタ	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-7					準備室
			架台	架台 (1)	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-7					準備室
				架台 (2)	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-7					準備室
			補修用グローブボックス	電動ホイス、コンベア	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-8					準備室
			試料採取用グローブボックス		〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-8					準備室
			容器搬出ボックス (エアロック含む)	電動ホイス、コンベア、扉	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-8					準備室
			試料調整用フード (耐震: C)	試料調整用フードA、B、C	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-8					準備室
			サンプル移送管用ブラグ		〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-8					準備室
			電気計装用ブラグ-1 (340-SP-505-C)	屈曲溝付き丸型 (検出器付き)	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-15					準備室
			電気計装用ブラグ-2 (340-SP-505-A)	屈曲溝付き丸型 (検出器付き)	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-15					準備室
			電気計装用ブラグ-2 (340-SP-505-B)	屈曲溝付き丸型 (検出器付き)	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-15					準備室
			電気計装用ブラグ-3 (340-SP-001)	丸型	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-16					準備室
			電気計装用ブラグ-3 (340-SP-002)	丸型	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-16					準備室
			電気計装用ブラグ-3 (340-SP-003)	丸型	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-16					準備室
			電気計装用ブラグ-4 (340-SP-505-D)	屈曲溝付き丸型 (検出器付き)	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-15					準備室
			電気計装用ブラグ-5	螺旋溝付き丸型 (コネクタ付き)、螺旋溝付き丸型	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-17					準備室
			電気計装用ブラグ-6	螺旋溝付き丸型 (コネクタ付き)、螺旋溝付き丸型	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-17					準備室
			電気計装用ブラグ-6	螺旋溝付き丸型 (コネクタ付き)、螺旋溝付き丸型	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-17					準備室
			電気計装用ブラグ-6	螺旋溝付き丸型 (コネクタ付き)、螺旋溝付き丸型	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-17					準備室
			電気計装用ブラグ-6	螺旋溝付き丸型 (コネクタ付き)、螺旋溝付き丸型	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-17					準備室
			電気計装用ブラグ-7	螺旋溝付き丸型 (コネクタ付き)、螺旋溝付き丸型	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-17					準備室
			電気計装用ブラグ-8	角型	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-17					準備室
			電気計装用ブラグ-9	螺旋管付き角型 (コネクタ1個)、螺旋管付き角型 (コネクタ4個)	〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: B-17					準備室
			減容処理設備の配管類 (埋設部)		〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-1.2.4 ~11					準備室
			焼却溶融設備の配管類		〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-1.2.4					準備室
			固体系処理設備の配管類		〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-6					準備室
			廃樹脂乾燥設備の配管類		〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-7					準備室
			分析設備の配管類		〇低	事後			([年次] 外観点検)	準備-09-M-02 文書: A-8					準備室

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡視、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
 現段階においては保全重要度はすべて【○低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階				中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号		
廃棄物管理設備 本体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	電線管		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-1				準備室		
			線量インターロック		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-18					準備室	
			機械的ロック機構		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-19					準備室	
放射線管理施設	計測制御設備	温度に関する計測制御 設備	焼却溶融炉内排ガス温度	焼却溶融炉内排ガス温度計	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-5				準備室		
			2次燃焼器出口排ガス温度	2次燃焼器出口排ガス温度計	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-5				準備室		
			排ガス冷却器出口排ガス温度	排ガス冷却器出口排ガス温度計	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-5				準備室		
			溶湯漏えい温度	溶湯漏えい温度計	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-5				準備室		
			焼却溶融排ガス系現場制御盤		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-5				準備室		
		圧力に関する計測制御 設備	搬出入室の負圧	搬出入室の負圧の測定計器	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-17					準備室	
			前処理セル（開缶エリア）の負圧	前処理セル（開缶エリア）の負圧の測定計器	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-17					準備室	
			前処理セル（分別エリア）の負圧	前処理セル（分別エリア）の負圧の測定計器	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-17					準備室	
			焼却溶融セルの負圧	焼却溶融セルの負圧の測定計器	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-17					準備室	
			保守ホールの負圧	保守ホールの負圧の測定計器	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-17					準備室	
			焼却溶融炉内の負圧	焼却溶融炉内の負圧の測定計器	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-5					準備室	
	液位等に関する計測設 備	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタ ンク液位	洗浄塔廃液タンクA、B、液体廃棄物Aタンク、廃 液受入タンク		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-10					準備室	
			固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタ ンク漏えい検知	洗浄塔廃液タンクA、B、液体廃棄物Aタンク、廃 液受入タンク	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-10					準備室	
			廃液貯槽現場制御盤		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-10					準備室	
		集中監視設備 (耐震：C)	警報連絡盤		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-18					準備室	
			サーベイメータ	GMサーベイメータ		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-20					準備室
				電離箱式サーベイメータ		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-20					準備室
	NaI式サーベイメータ			○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-20					準備室		
	放射線遠隔探知機 (テレテクター)			○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-20					準備室		
	シンチレーションサーベイメータ			○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-20					準備室		
	更衣設備	脱衣室 (1)		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-21					準備室		
		脱衣室 (2)		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-21					準備室		
	シャワー設備	シャワー室 (1) (ユニットシャワー)		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-22					準備室		
シャワー室 (2) (ユニットシャワー)			○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-22					準備室			
ハンドフットクロスモニタ		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：B-23					準備室				

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡視、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
 現段階においては保全重要度はすべて【○低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階				中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)	登録書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な 点検	登録書 索引番号	点検補修	更新計画			登録書 索引番号		
放射線管理施設	放射線監視設備	作業環境モニタリング 設備	エリアモニタ	検出器・現場警報器	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-24					準備室	
			室内空気モニタ	検出器ユニット	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-24						準備室
				配管類 (埋設部)	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-24						準備室
				集塵端末	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-25						準備室
				ローカルサンプリング装置	配管類 (埋設部)	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-25					準備室
				吸引装置ラック (共用)	ルーツプロア	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-25					準備室
					吸引装置ラック制御盤	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-25					準備室
				放射線監視盤 (共用)		○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-24					準備室
					可搬式γ線エリアモニタ	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-26					準備室
				放射線サーベイ用機器	移動型ダストモニタ	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-27					準備室
					ポータブルエアサンプラ	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-28					準備室
				個人管理用設備	個人線量計	個人被ばく管理装置	警報用ポケット線量計	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-29			
	測定用ポケット線量計	○低	事後						(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-29					準備室	
	入退域管理装置	線量計保管装置	○低			事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-29						準備室
		被ばく管理システム	○低			事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-29						準備室
		入退域ゲート装置	○低			事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-29						準備室
	放射能測定設備	放射能測定機器	放射能測定装置	簡易型α線スペクトロメータ	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-30					準備室	
				多点 (多段) サンプル自動測定装置	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-31					準備室	
				液体シンチレーション測定装置	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-32					準備室	
				γ線検種分析装置	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-33					準備室	
				α線スペクトロメータ	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-34					準備室	
	放射線監視設備	周辺環境モニタリング 設備	排気モニタリング設備	サンプリングラック	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-24					準備室	
				ボンブラック	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-24					準備室	
				放射線監視盤 (共用)	○低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書; B-24					準備室	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡視、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
 現段階においては保全重要度はすべて【〇低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階				中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号		
その他廃棄物管理 設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	排気浄化装置	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4					準備室		
			排風機	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4						準備室	
			配管類	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4						準備室	
		セル系排気設備	排気浄化装置	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室
			排風機	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室
			配管類	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室
		グローブボックス系排気設備	排気浄化装置	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室
			排風機	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室
			配管類	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室
		フード系排気設備	排気浄化装置	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室
			排風機	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室
			配管類	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室
	予備系排気設備	排気浄化装置	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室	
		排風機	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室	
		配管類	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-4							準備室	
	気体廃棄物の廃棄施設		排気筒		〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-2					準備室	
	液体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽	廃液受入タンク	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-9						準備室	
			廃液移送ポンプ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-9						準備室	
			洗浄塔廃液タンクA、B	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-9						準備室	
			洗浄塔廃液移送ポンプA、B	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-9							準備室
			液体廃棄物Aタンク	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-9							準備室
			液体廃棄物A移送ポンプ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-9							準備室
			廃液サンプリングフード1、2	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-9							準備室
			廃液搬出ボックス	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-9							準備室
			配管類 (煙設部)	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-9							準備室
			配管類	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-9							準備室
			電線管	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-9							準備室

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡視、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
 現段階においては保全重要度はすべて【〇低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階				中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号		
その他廃棄物管理 設備の附属施設の その他の主要な事 項	消防設備	自動火災報知設備	受信機	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-5					準備室		
			感知器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-5					準備室		
			機器収容箱	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-5					準備室		
		消火設備	消火器	消火器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-5					準備室	
				消火栓設備	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-5					準備室	
			ガス消火設備	ガス消火設備	ガス消火設備ボンベ庫	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室
					二酸化炭素消火設備制御盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室
					GR型受信機	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室
					手動起動装置	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室
					選択弁ユニット	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室
					起動制御ユニット	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室
					貯蔵容器ユニット	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室
					放出表示灯	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室
					ホーンスピーカー	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室
					噴射ヘッド	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室
					感知器(1)	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室
	感知器(2)	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室				
	配管類(埋設部)	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室				
	配管類	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室				
	電線管	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：A-11					準備室				
	電気設備		商用系高圧受配電盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
			非常系高圧受配電盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
			非常系動力配電盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
			商用系-非常系動力配電盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
			商用系-非常系電灯配電盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
			非常系コントロールセンタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
			商用系動力コントロールセンタ-A系	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
			商用系動力コントロールセンタ-B系	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
			非常系動力コントロールセンタ-A系	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
			非常系動力コントロールセンタ-B系	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
			商用系電灯コントロールセンタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
			非常系電灯コントロールセンタ	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室		
予備系電灯・動力コントロールセンタ			〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室			
直流電源装置			〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室			
避雷設備			〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-6					準備室			

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡視、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
 現段階においては保全重要度はすべて【〇低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

許可書記載事項	保全対象設備機器				供用段階				中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号		
その他廃棄物管理 設備の附属施設の その他の主要な事項	電気設備	予備電源設備*1	発電装置	ディーゼル発電機	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7					準備室	
				燃料小出槽	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				始動空気槽No1、No2	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				空気圧縮機	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				始動空気槽計器板	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				ドレンチャンバー	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				排気消音器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				給気消音器	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				排風ダクト	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				発電装置現場盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				ダミーロード盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				給油口ボックス	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				ケーブルダクト	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
				発電機連絡盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7						準備室
	無停電電源装置		CVCF列盤、蓄電池列盤	〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7					準備室		
	配管類			〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7					準備室		
	電線管			〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-7					準備室		
	通信連絡設備		放送設備		〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-8					準備室	
			ベージング設備		〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-8					準備室	
			加入電話設備		〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-8					準備室	
		所内内線設備		〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-8					準備室		
		避難用誘導設備		〇低	事後			(【年次】外観点検)	準備-09-M-02 文書：C-8					準備室		

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
2	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設	第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置することができる。	－	－	－	－
		2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に係る図面を添付して申請しなければならない。	－	－	－	－
3	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持	第三条 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施設（第一種埋設規則第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設をいう。）又は性能維持施設（廃棄物管理規則第三十五条の五の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。	－	－	－	－
4	核燃料物質の臨界防止	第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	－	－	－	－
5	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	－	△ 知見考慮	・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	廃棄物管理施設建家全般
6	地震による損傷の防止	第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	－	－	－	－
		2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	－	－	－	－
		3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	－	－	－	－
7	津波による損傷の防止	第七条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	－	－	－	－
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	－	－	－	－
		2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	－	－	－	－
9	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	－	－	－	－

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
10	閉じ込めの機能	第十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。	-	○ 同時確認	【負圧確認検査（焼却炉内、廃棄物分類用ボックス内及び灰出しボックス内負圧）】 ・第15条（計測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	β・γ焼却装置 α焼却装置
			-	○ 同時確認	【負圧確認検査（セル内等負圧）】 ・第15条（計測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備
			-	○ 同時確認	【作動検査（運転切替）】 ・第15条（計測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	α焼却装置 αホール排気設備
			-	○ 同時確認	【作動検査（ダンプの閉止確認）】 ・第15条（計測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	管理区域系排気設備 廃液処理棟排気設備 β・γ固体処理棟Ⅰ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅱ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅲ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅳ排気設備 α固体処理棟排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α一時格納庫排気設備 α固体貯蔵施設排気設備 管理機械棟排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備
			-	○ 同時確認	【排気確認検査】 ・第10条（閉じ込めの機能）第1項第2号、第15条（計測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	廃液貯槽Ⅱ β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ α一時格納庫 化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ β・γ圧縮装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅱ β・γ焼却装置 セメント固化装置
			-	○ 同時確認	【漏えい検査（目視確認及び検知器不動作）】 ・第15条（計測制御系統施設）第2項に係る検査と同時に行う。	廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ
			-	○ 同時確認	【作動検査（漏えい検知、液位異常上昇検知）】 ・第10条（閉じ込めの機能）第1項第4号イに係る検査と同時に行う。	化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ 排水監視設備 α固体処理棟廃液予備処理装置 β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽 廃液貯槽Ⅰ

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
			—	○ 同時確認	【作動検査（空気サンプリング設備作動）】 ・第10条（閉じ込めの機能）第1項第3号に係る検査と同時に行う。	α 固体貯蔵施設 貯蔵孔内空気サンプリング設備
		一 液体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	—	—	—	—
		二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	—	○ 同時確認	【排気確認検査】 ・第10条（閉じ込めの機能）第1項、第15条（計測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	β・γ 焼却装置メンテナンス用フード
		三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	—	○ 同時確認	【作動検査（空気サンプリング設備作動）】 ・第10条（閉じ込めの機能）第1項に係る検査と同時に行う。	α 固体貯蔵施設 貯蔵孔内空気サンプリング設備
		四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。	—	—	—	—
		イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	—	○ 同時確認	【作動検査（漏えい検知、液位異常上昇検知）】 ・第10条（閉じ込めの機能）第1項に係る検査と同時に行う。	化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ 排水監視設備 α 固体処理棟廃液予備処理装置 β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽 廃液貯槽Ⅰ
		ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	—	—	—	—
		ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十六条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	—	—	—	—
11	火災等による損傷の防止	第十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。）が設置されたものでなければならない。	—	○ 同時確認	【保安記録確認検査（消火設備、自動火災報知設備）】 ・法定消防設備点検の記録確認により行う。 ・第11条（火災等による損傷の防止）第2項に係る検査と同時に行う。	有機廃液一時格納庫 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設Ⅰ 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設Ⅱ 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設用廃液貯槽 消火器 排水監視施設 消火器 廃液処理棟 自動火災報知設備 消火器 管理機械棟 自動火災報知設備 消火器 β・γ一時格納庫Ⅰ 自動火災報知設備 消火器

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
						β・γ 固体処理棟Ⅰ 自動火災報知設備 消火器 β・γ 固体処理棟Ⅱ 自動火災報知設備 消火器 β・γ 固体処理棟Ⅲ 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 β・γ 固体処理棟Ⅳ 自動火災報知設備 消火器 ガス消火設備 α 一時格納庫 自動火災報知設備 消火器 ガス消火設備 α 固体処理棟 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 ガス消火設備 固体集積保管場Ⅰ 消火器 固体集積保管場Ⅱ 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場Ⅲ 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場Ⅳ 消火器 α 固体貯蔵施設 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設 屋外消火栓設備
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。	-	○ 同時確認	【保安記録確認検査（消火設備、自動火災報知設備）】 ・法定消防設備点検の記録確認により行う。 ・第 11 条（火災等による損傷の防止）第 1 項に係る検査と同時に進行。	有機廃液一時格納庫 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設Ⅰ 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設Ⅱ 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設用廃液貯槽 消火器 排水監視施設 消火器 廃液処理棟 自動火災報知設備 消火器 管理機械棟

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			ガイドの例	自施設評価		
条	項目					
						自動火災報知設備 消火器 β・γ一時格納庫Ⅰ 自動火災報知設備 消火器 β・γ固体処理棟Ⅰ 自動火災報知設備 消火器 β・γ固体処理棟Ⅱ 自動火災報知設備 消火器 β・γ固体処理棟Ⅲ 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 β・γ固体処理棟Ⅳ 自動火災報知設備 消火器 ガス消火設備 α一時格納庫 自動火災報知設備 消火器 ガス消火設備 α固体処理棟 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 ガス消火設備 固体集積保管場Ⅰ 消火器 固体集積保管場Ⅱ 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場Ⅲ 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場Ⅳ 消火器 α固体貯蔵施設 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設 屋外消火栓設備
		3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
		4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	-	-	-	-
		5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
12	安全機能を有する施設	第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。	－	○ 同時確認	【性能検査】 ・第12条（安全機能を有する施設）第3項、第22条（予備電源）、第23条（通信連絡設備等）第1項、第2項に係る検査と同時に行う。	敷地内の通信連絡設備（構内一斉放送設備） 大洗研究所内通信連絡設備 大洗研究所外通信連絡設備
		2 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。	－	－	－	－
		3 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。	－	○ 同時確認	【性能検査】 ・第12条（安全機能を有する施設）第1項、第22条（予備電源）、第23条（通信連絡設備等）第1項、第2項に係る検査と同時に行う。	敷地内の通信連絡設備（構内一斉放送設備） 大洗研究所内通信連絡設備 大洗研究所外通信連絡設備
13	材料及び構造	第十三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。	－	－	－	－
		一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	－	－	－	－
		二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。	－	－	－	－
		イ 不連続で特異な形状でないものであること。	－	－	－	－
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	－	－	－	－
		ハ 適切な強度を有するものであること。	－	－	－	－
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。	－	－	－	－
14	搬送設備	2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	－	－	－	－
		第十四条 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。	－	－	－	－
		一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。	－	●	【作動検査（クレーン作動）】	β・γ貯蔵セル内クレーン β・γ封入設備セル内クレーン αホール設備ホール内クレーン α封入設備セル内クレーン 固体集積保管場Ⅲ荷役設備 固体集積保管場Ⅳ荷役設備 α固体貯蔵施設荷役設備
	二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。	－	－	－	－	
15	計測制御系統施設	第十五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏え	－	●	【警報検査（液位異常上昇、漏洩検知）】	廃液貯槽Ⅰ計測設備 廃液貯槽Ⅱ計測設備 セメント固化装置計測設備 処理済廃液貯槽計測設備 排水監視設備計測設備

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
		いするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。				廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備
			-	●	【警報検査（温度異常高、炉内負圧低下）】	β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備 α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備
			-	●	【警報検査（セル内負圧低下）、機能検査】 ・β・γ封入設備圧力計測制御設備及びβ・γ貯蔵セル圧力計測制御設備については、機能検査において、各機器（電気式指示調節計、差圧伝送器、空/電変換器（P/I変換器）及び電/空変換器（I/P変換器））の単体並びに設備系統の精度、制御作動を確認する。	β・γ封入設備圧力計測制御設備 β・γ貯蔵セル圧力計測制御設備 αホール設備圧力計測制御設備 α封入設備圧力計測制御設備
			-	●	【警報検査（作動・表示）】	集中監視設備 大洗研究所主警報盤
			-	○ 同時確認	【作動検査（安全制御機能作動検査）】 ・第15条（計測制御系統施設）第2項に係る検査と同時に行う。	β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備 α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備
		2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。	-	○ 同時確認	【負圧確認検査（焼却炉内、廃棄物分類用ボックス内及び灰出しボックス内負圧）】 ・第11条（閉じ込めの機能）第1項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	β・γ焼却装置 α焼却装置
			-	○ 同時確認	【負圧確認検査（セル内等負圧）】 ・第11条（閉じ込めの機能）第1項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備
			-	○ 同時確認	【作動検査（運転切替）】 ・第11条（閉じ込めの機能）第1項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	α焼却装置 αホール排気設備
			-	○ 同時確認	【作動検査（ダンプの閉止確認）】 ・第11条（閉じ込めの機能）第1項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	管理区域系排気設備 廃液処理棟排気設備 β・γ固体処理棟Ⅰ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅱ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅲ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅳ排気設備 α固体処理棟排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α一時格納庫排気設備 α固体貯蔵施設排気設備 管理機械棟排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備
				○ 同時確認	【排気確認検査】 ・第10条（閉じ込めの機能）第1項、第1項第2号、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	廃液貯槽Ⅱ β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ α一時格納庫

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			ガイドの例	自施設評価		
条	項目					
						化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ β・γ圧縮装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅱ β・γ焼却装置 セメント固化装置
				○ 同時確認	【漏えい検査（目視確認及び検知器不動作） ・第10条（閉じ込めの機能）第1項に係る検査と同時に行う。 【機能検査（インターロックに係る検査）】	廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ セメント固化装置計測設備
				●		
				○ 同時確認	【作動検査（安全制御機能作動検査）】 ・第15条（計測制御系統施設）第1項に係る検査と同時に行う。	β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備 α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備
16	放射線管理施設	第十六条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。	-	-	-	-
		一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	-	-	-	-
		二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	-	-	-	-
		三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	-	-	-	-
		四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	-	-	-	-
		五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	-	-	-	-
		2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていない。	-	-	-	-
17	受入施設又は管理施設	第十七条 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
		2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。	-	-	-	-
		一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。	-	-	-	-
		二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。	-	-	-	-
		三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じたものであること。	-	-	-	-
18	処理施設及び廃棄施設	第十八条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。	-	-	-	-
		一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	-	-	-	-

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	-	-	-	-
		三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	-	-	-	-
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	-	○ 同時確認	【処理能力検査（系統捕集効率測定）】 ・第 21 条（換気設備）第 1 項第 3 号に係る検査と同時に行う。	管理区域系排気設備 廃液処理棟排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅰ排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅱ排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅲ排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅳ排気設備 α 固体処理棟排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α一時格納庫排気設備 α 固体貯蔵施設排気設備 管理機械棟排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ 貯蔵セル排気設備 α ホール排気設備 封入セル排気設備
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	-	-	-	-
		2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならない。	-	●	【処理能力検査】	化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ セメント固化装置 β・γ 圧縮装置Ⅰ β・γ 圧縮装置Ⅱ β・γ 焼却装置 β・γ 封入設備 α 焼却装置 α ホール設備 α 封入設備
19	放射性廃棄物による汚染の防止	第十九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。	-	-	-	-
20	遮蔽	第二十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
		2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
21	換気設備	第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
		一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	-	○ 同時確認	【処理能力検査（系統捕集効率測定）】 ・第 21 条（換気設備）第 1 項第 3 号に係る検査と同時に行う。	管理区域系排気設備 廃液処理棟排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅰ排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅱ排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅲ排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅳ排気設備 α 固体処理棟排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α 一時格納庫排気設備 α 固体貯蔵施設排気設備 管理機械棟排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ 貯蔵セル排気設備 α ホール排気設備 封入セル排気設備
		二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	-	○ 同時確認	【負圧確認検査（焼却炉内、廃棄物分類用ボックス内及び灰出しボックス内負圧）】 ・第 10 条（閉じ込めの機能）第 1 項、第 15 条（計測制御系統施設）第 2 項に係る検査と同時に行う。	β・γ 焼却装置 α 焼却装置
			-	○ 同時確認	【負圧確認検査（セル内等負圧）】 ・第 10 条（閉じ込めの機能）第 1 項、第 15 条（計測制御系統施設）第 2 項に係る検査と同時に行う。	セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ 貯蔵セル排気設備 α ホール排気設備 封入セル排気設備
			-	○ 同時確認	【作動検査（運転切替）】 ・第 10 条（閉じ込めの機能）第 1 項、第 15 条（計測制御系統施設）第 2 項に係る検査と同時に行う。	α 焼却装置 α ホール排気設備
			-	○ 同時確認	【作動検査（ダンパの閉止確認）】 ・第 10 条（閉じ込めの機能）第 1 項、第 15 条（計測制御系統施設）第 2 項に係る検査と同時に行う。	管理区域系排気設備 廃液処理棟排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅰ排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅱ排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅲ排気設備 β・γ 固体処理棟Ⅳ排気設備 α 固体処理棟排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α 一時格納庫排気設備 α 固体貯蔵施設排気設備 管理機械棟排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ 貯蔵セル排気設備 α ホール排気設備 封入セル排気設備
			-	○ 同時確認	【排気確認検査】 ・第 10 条（閉じ込めの機能）第 1 項、第 1 項第 2 号、第 15 条（計測制御系統施設）第 2 項に係る検査と同時に行う。	廃液貯槽Ⅱ β・γ 一時格納庫Ⅰ β・γ 一時格納庫Ⅱ α 一時格納庫 化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
		三 ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。				β・γ圧縮装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅱ β・γ焼却装置 セメント固化装置
		四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	－	－	－	－
22	予備電源	第二十二条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。	－	○ 同時確認	【性能検査】 ・第12条（安全機能を有する施設）第1項、第3項、第23条（通信連絡設備等）第1項に係る検査と同時に行う。	敷地内の通信連絡設備（構内一斉放送設備）
23	通信連絡設備等	第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。	－	○ 同時確認	【性能検査】 ・第12条（安全機能を有する施設）第1項、第3項、第22条（予備電源）に係る検査と同時に行う。	敷地内の通信連絡設備（構内一斉放送設備） 大洗研究所内通信連絡設備
		2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	－	○ 同時確認	【性能検査】 ・第12条（安全機能を有する施設）第1項、第3項に係る検査と同時に行う。	大洗研究所外通信連絡設備
		3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人々の退避のための設備が設けられていなければならない。	－	－	－	－

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
2	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設	第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置することができる。	-	-	-	-
		2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	-	-	-	-
3	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持	第三条 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施設（第一種埋設規則第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設をいう。）又は性能維持施設（廃棄物管理規則第三十五条の五の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。	-	-	-	-
4	核燃料物質の臨界防止	第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
5	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
6	地震による損傷の防止	第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	-	-	-	-
		2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	-	-	-	-
		3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	-	-	-	-
7	津波による損傷の防止	第七条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	-	-	-	-
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
		2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
9	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
10	閉じ込めの機能	第十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
		一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	-	-	-	-
		二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	-	-	-	-
		三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	-	-	-	-
		四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。	-	-	-	-
		イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	-	-	-	-
		ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰せきが設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	-	-	-	-
		ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十六条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	-	-	-	-
11	火災等による損傷の防止	第十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。）が設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	-	-	-	-
		3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
		4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	-	-	-	-
		5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
12	安全機能を有する施設	第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
		2 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。	-	-	-	-
		3 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。	-	-	-	-

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
13	材料及び構造	第十三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。	－	－	－	－
		一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	－	－	－	－
		二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。	－	－	－	－
		イ 不連続で特異な形状でないものであること。	－	－	－	－
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	－	－	－	－
		ハ 適切な強度を有するものであること。	－	－	－	－
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したのものにより溶接したものであること。	－	－	－	－
14	搬送設備	2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	－	－	－	－
		第十四条 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。	－	－	－	－
		一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。	－	－	－	－
15	計測制御系統施設	二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。	－	－	－	－
		第十五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	－	－	－	－
16	放射線管理施設	2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。	－	－	－	－
		第十六条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。	－	－	－	－
		一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	－	●	保安記録確認検査	サーベイメータ
		二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	－	●	警報検査	排気モニタリング設備

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 （●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし）		【定期事業者検査を行う場合の検査】 （検査の名称や項目は代表的なもの） 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備	
			ガイドの例	自施設評価			
条	項目						
		三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	－	－	－	－	
		四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空气中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	－	●	保安記録確認検査	エリアモニタ サーベイメータ ローカルサンプリング装置 室内空気モニタ	
		五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	－	－	－	－	
		2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていなければならない。	－	－	－	－	
17	受入施設又は管理施設	第十七条 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられたものでなければならない。	－	－	－	－	
		2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。	－	－	－	－	
		一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。	－	－	－	－	－
		二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。	－	－	－	－	－
		三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じたものであること。	－	－	－	－	－
18	処理施設及び廃棄施設	第十八条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。	－	－	－	－	
		一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	－	－	－	－	－
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	－	－	－	－	－
		三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	－	－	－	－	－
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	－	－	－	－	－
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	－	－	－	－	－
		2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならない。	－	－	－	－	－
19	放射性廃棄物による汚染の防止	第十九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。	－	－	－	－	
20	遮蔽	第二十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイライン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	－	－	－	－	

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例	自施設評価		
		2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
21	換気設備	第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	-	-	-	-
		二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	-	-	-	-
		三 ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	-	-	-	-
		四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	-	-	-	-
		第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
22	予備電源	第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。	-	-	-	-
23	通信連絡設備等	第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。	-	-	-	-
		2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
		3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料 6
作成：2021年3月19日

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 （●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、 －該当なし）	【定期事業者検査を行う場合の検査】 （検査の名称や項目は代表的なもの） 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
2	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設	第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置することができる。	－	－	－
		2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	－	－	－
3	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持	第三条 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施設（第一種埋設規則第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設をいう。）又は性能維持施設（廃棄物管理規則第三十五条の五の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。	－	－	－
4	核燃料物質の臨界防止	第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	－	－	－
5	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	△ 知見考慮	・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	・地盤（必要に応じて）
6	地震による損傷の防止	第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	△ 知見考慮	・使用にあたり構造はほとんど変化しないが、最新の知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 なお、設備ごとの使用前事業者検査にて確認する。	・建家及び構築物等（必要に応じて）
		2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	－	・安全上重要な施設がないため該当なし	－
		3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	－	・安全上重要な施設がないため該当なし	－
7	津波による損傷の防止	第七条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	－	・標高約40mに設置しているため該当なし	－
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	－	－	－
		2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	－	・設工認の審査の状況に応じて、追加の必要性の評価が必要（露出するガス消火設備の配管類等の防護措置に関して等）	－

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料 6
作成：2021年3月19日

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、 －該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
9	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	● 記録確認	【外観検査等（防護施設）、保安記録確認検査（防護措置）】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施する。 ・核物質防護に係る点検の保安記録確認等により行う。	・ 建家 ・ 管理区域境界の扉、壁
10	閉じ込めの機能	第十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。	－	－	－
		一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	● 記録確認	【記録確認（外観検査（構造）、作動検査（逆止弁））】 ・ 外観、作動に関する巡視及び点検の記録確認により行う。	・ 焼却溶融炉 ・ 排ガス処理装置 ・ 焼却溶融炉冷却水タンク ・ 焼却溶融炉冷却水冷却器 ・ 焼却溶融炉冷却水循環水ポンプ ・ 圧縮空気貯留タンク ・ 排ガス配管用プラグ ・ DOPサンプリングフードA、B、C ・ 廃樹脂乾燥装置 ・ 補修用グローブボックス ・ 試料採取用グローブボックス ・ 容器搬出ボックス（エアロック含む） ・ 試料調整用フードA、B、C ・ サンプル移送管用プラグ ・ 減容処理設備の配管類 ・ 管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備 ・ 廃液サンプリングフード1、2 ・ 廃液受入タンク ・ 洗浄塔廃液タンクA、B ・ 液体廃棄物Aタンク ・ 廃液搬出ボックス ・ ガス消火設備 ・ 気体廃棄物の廃棄施設の配管類 ・ 焼却溶融設備の配管類 ・ 固体系処理設備の配管類 ・ 廃樹脂乾燥設備の配管類 ・ 分析設備の配管類
		二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	● 記録確認	【記録確認検査（風速）】 ・ 風速に関する点検の記録確認により行う。	・ 試料調整用フードA、B、C ・ DOPサンプリングフードA、B、C ・ 廃液サンプリングフード1、2
		三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	● 記録確認	【保安記録確認検査（負圧）】 ・ 負圧に関する巡視及び点検の記録確認により行う。	・ 管理区域の各部屋 ・ 搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール（ホール出入室を含む）
		四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。	－	－	－

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料 6
作成：2021年3月19日

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 ●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、 －該当なし	【定期事業者検査を行う場合の検査】 （検査の名称や項目は代表的なもの） 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
		イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	● 記録確認	【記録確認検査（床・壁）】 ・漏えい拡大防止のための床・壁の状況については、点検又は巡視の記録確認により行う。	・管理区域内の床・壁
		ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	● 記録確認	【記録確認検査（堰）】 ・漏えい拡大防止のための堰の状況については、点検又は巡視の記録確認により行う。	・堰（減容処理設備）
		ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十六条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	－	－	－
11	火災等による損傷の防止	第十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。）が設置されたものでなければならない。	● 保安記録確認	【保安記録確認検査（消火設備及び自動火災報知設備）】 ・法定消防設備点検の保安記録確認により行う。	・自動火災報知設備 ・ガス消火設備 ・消火栓設備 ・消火器
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	● 保安記録確認	【保安記録確認検査（消火設備及び自動火災報知設備）】 ・法定消防設備点検の保安記録確認により行う。	・自動火災報知設備 ・ガス消火設備 ・消火栓設備 ・消火器
		3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	▲ 保安記録確認	【保安記録確認検査】 ・主要な構造物、系統及び機器のうち火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、実用上可能な限り不燃性又は難燃性である。また防火区画を設けている。設備ごとに使用前事業者検査及び仕様で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・必要な防火壁及びその他の適切な防護措置については、使用前事業者検査及び法定点検で確認する。	・焼却溶融炉 ・2次燃焼器
		4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	－	－	－
		5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	－	－	－
12	安全機能を有する施設	第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	・関係号の検査が行えることでもって代える。	－
		2 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。	－	・安全上重要な施設がないため該当なし	－
		3 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。	－	－	－

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 （●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、 －該当なし）	【定期事業者検査を行う場合の検査】 （検査の名称や項目は代表的なもの） 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備	
条	項目					
13	材料及び構造	第十三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。	－	－	－	
		一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	● 保安記録確認	【外観検査（構造、据付）等、保安記録確認検査（構造強度）】 ・設備ごとに使用前事業者検査で確認する。 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時に行う。 ・静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること（劣化状況）の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の保安記録確認により行う。	・排ガス処理装置（排ガス処理室） ✓排ガス吸着塔 ✓排ガス洗浄塔 ✓排ガス凝縮器 ✓ミストセパレータ ✓排ガス加熱器 ✓ルテニウム吸着塔 ・排ガス処理装置（洗浄水処理室） ✓排ガスフィルタ ✓循環水タンクA、B ✓排ガス洗浄水冷却器 ✓凝縮水タンク ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽 ✓廃液受入タンク ✓洗浄塔廃液タンクA、B ✓液体廃棄物Aタンク ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部） ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類 ・廃樹脂乾燥装置 ✓廃樹脂流動乾燥機 ✓廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット） ✓廃樹脂流動乾燥機 ✓廃樹脂循環水貯槽 ✓廃樹脂移送ポンプ ✓廃樹脂乾燥機分離水フィルタ ・焼却溶融設備の配管類 ・固体系処理設備の配管類 ・廃樹脂乾燥設備の配管類 ・減容処理設備の配管類（埋設部） ・分析設備の配管類	
		二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。	－	－	－	－
		イ 不連続で特異な形状でないものであること。	－	－	既に、溶接検査（旧法令）にて受検済みのため該当なし	設備の新設や更新に際して、必要に応じて検査を受検する。
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	－	－	－	－

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、 －該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
		ハ 適切な強度を有するものであること。	－	－	－
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであること。	－	－	－
		2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	▲ 保安記録確認	【耐圧漏えい検査】 ・設備の使用（汚染状況）により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不十分な場合には、外観検査（漏えい痕跡）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理装置（排ガス処理室） <ul style="list-style-type: none"> ✓排ガス吸着塔 ✓排ガス洗浄塔 ✓排ガス凝縮器 ✓ミストセパレータ ✓排ガス加熱器 ✓ルテニウム吸着塔 ・排ガス処理装置（洗浄水処理室） <ul style="list-style-type: none"> ✓排ガスフィルタ ✓循環水タンクA、B ✓排ガス洗浄水冷却器 ✓凝縮水タンク ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽 <ul style="list-style-type: none"> ✓廃液受入タンク ✓洗浄塔廃液タンクA、B ✓液体廃棄物Aタンク ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部） ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類 ・廃樹脂乾燥装置 <ul style="list-style-type: none"> ✓廃樹脂流動乾燥機 ✓廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット） ✓廃樹脂流動乾燥機 ✓廃樹脂循環水貯槽 ✓廃樹脂移送ポンプ ✓廃樹脂乾燥機分離水フィルタ ・焼却溶融設備の配管類 ・固体系処理設備の配管類 ・廃樹脂乾燥設備の配管類 ・減容処理設備の配管類（埋設部） ・分析設備の配管類
14	搬送設備	第十四条 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。	● 保安記録確認	【作動検査】 ・放射性廃棄物を搬送する能力については、点検の保安記録確認により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン（保守ホールのクレーン） ・サービスエリアクレーン
		二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。	● 保安記録確認	【作動検査】 ・動力の供給停止時の安全に保持しているものについては、点検の保安記録確認により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン（保守ホールのクレーン） ・サービスエリアクレーン
15	計測制御系統施設	第十五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく	● 記録確認	【警報検査】 ・温度、圧力、液位に関する警報の作動について、点検の記録確認により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・計測制御設備 <ul style="list-style-type: none"> ✓温度に関する計測制御設備 ✓圧力に関する計測制御設備 ✓液位等に関する計測制御設備 ・集中監視設備

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料 6
作成：2021年3月19日

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 （●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、 －該当なし）	【定期事業者検査を行う場合の検査】 （検査の名称や項目は代表的なもの） 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
		漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。			
		2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。	● 記録確認	【作動検査】 ・設備の作動について、点検の記録確認により行う。	・計測制御設備 ✓温度に関する計測制御設備 ✓圧力に関する計測制御設備 ✓液位等に関する計測制御設備 ・集中監視設備
16	放射線管理施設	第十六条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	● 記録確認	【記録確認検査（線量率）】 ・放射線遮蔽物の側壁の線量当量率については、放射線サーベイの記録確認により行う。	・エリアモニタ ・サーベイメータ
		二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	● 記録確認	【警報検査（排気モニタ）】 ・排気モニタの警報について、点検の記録確認により行う。	・排気モニタリング設備 ・放射線監視盤（共用）
		三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	－	－	－
		四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	● 記録確認	【警報検査（エリアモニタ）、校正検査（表面密度管理）】 ・エリアモニタ及び室内空気モニタの警報については、点検の記録確認により行う。 ・表面密度については、サーベイメータの校正・点検の記録確認により行う。	・エリアモニタ ・室内空気モニタ ・ローカルサンプリング装置 ・放射線サーベイ用機器
		五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	－	－	－
		2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていなければならない。	● 記録確認	【記録確認検査（標識）】 ・標識の表示については、点検又は巡視の記録確認により行う。	・排気モニタリング設備 ・エリアモニタ ・放射線監視盤（共用） ・室内空気モニタ ・ローカルサンプリング装置
17	受入施設又は管理施設	第十七条 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられたものでなければならない。	－	－	－
		2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。	－	－	－
		一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。	－	－	－
		二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。	－	－	－
		三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じたものであること。	－	－	－

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料 6
作成：2021年3月19日

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、 -該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
18	処理施設及び廃棄施設	第十八条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	● 保安記録確認	【保安記録確認検査（捕集効率測定）】 ・排気浄化装置の捕集効率測定（DOP測定）について、点検の記録確認により行う。 ・排気モニタの警報について、点検の記録確認により行う。	・管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備 ・排気モニタリング設備
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	【外観検査（構造）、作動検査（逆止弁）等】 ・該当する設備がない場合又はただし書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要である。	・排気浄化装置 ・排風機 ・気体廃棄物の廃棄施設の配管類
		三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	● 保安記録確認	【保安記録確認検査（排気ダクト等）】 ・排気筒及び排気ダクトの外観について、点検又は巡視の記録確認により行う。	・管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備 ・排気筒
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	▲	【DOP検査、保安記録確認検査（フィルタ差圧）】 ・排気浄化装置の捕集効率測定（DOP測定）について、点検の記録確認により行う。 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、使用前事業者検査で確認する。	・管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	-	-	-
		2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならない。	● 保記録確認	【処理能力検査】	・焼却溶融炉 ・排ガス処理装置（焼却溶融セル内） ・排ガス処理装置（排ガス処理室） ・排ガス処理装置（排気機械室） ・排ガス処理装置（洗浄水処理室） ・廃棄物搬出入ビット ・廃液受入タンク ・洗浄塔廃液タンクA、B ・液体廃棄物Aタンク
19	放射性廃棄物による汚染の防止	第十九条 特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。	● 保安記録確認	【保安記録確認検査（壁・床）】 ・建家内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。	・建物 ・ステンレスライニング
20	遮蔽	第二十条 特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	● 保安記録確認	【保安記録確認検査（線量率）】 ・建家内の日常的な放射線サーベリの記録確認等により行う。	・建物
		2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	● 記録確認	・建家内の遮蔽機能を有する設備の日常的な点検又は巡視の記録確認により確認する。	・建物 ・遮蔽窓 ・マニプレータ用プラグ ・マニプレータ ・廃棄物搬出入ビット ・遮蔽扉 ・減容処理設備の配管類（埋設部） ・ポート ・ハッチ ・高周波電源ケーブル用プラグ ・排ガス配管用プラグ ・サンプル移送管用プラグ ・電気計装用プラグ類

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 ●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、 －該当なし	【定期事業者検査を行う場合の検査】 （検査の名称や項目は代表的なもの） 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
					<ul style="list-style-type: none"> ・線量インターロック ・機械的ロック機構 ・ガス消火設備の配管類（埋設部） ・室内空気モニタの配管類（埋設部） ・ローカルサンプリング装置の配管類（埋設部） ・セル系排気設備の配管類（埋設部） ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）
21	換気設備	第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。	●	【作動検査、処理能力検査（系統捕集効率測定）】 ・第18条（処理施設及び廃棄施設）に係る検査と同時に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備
		一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	○	【作動検査（ダンプの閉止確認）】 ・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第18条（処理施設及び廃棄施設）に係る検査と同時に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・気体廃棄物の廃棄施設の配管類
		二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	○	【処理能力検査（系統捕集効率測定）】 ・排気浄化装置の捕集効率測定（OOP測定）について、第18条（処理施設及び廃棄施設）に係る検査と同時に行う。 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易な構造であること この確認は、フィルタ交換と同時に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・排気浄化装置
		三 ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○	同時確認	
		四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	－	－	－
22	予備電源	第二十二条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。	● 記録確認	【非常用電源検査】 ・発電装置及び無停電電源装置の作動について、点検又は巡視の記録確認により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・発電装置 ・無停電電源装置
23	通信連絡設備等	第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。	● 保安記録確認	【保安記録確認検査（通信連絡設備）】 ・通信連絡設備及び集中監視設備に係る点検の保安記録確認により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・放送設備 ・ページング設備 ・加入電話設備 ・所内内線設備 ・集中監視設備
		2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	● 保安記録確認	【保安記録確認検査（通信連絡設備）】 ・通信連絡設備に係る点検の保安記録確認により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・放送設備 ・ページング設備 ・加入電話設備 ・所内内線設備
		3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人への退避のための設備が設けられていなければならない。	● 保安記録確認	【保安記録確認検査（避難誘導設備）】 ・法定消防設備点検に係る点検の保安記録確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難用誘導設備